

平成 26 年 2 月 21 日

高知県議会議長 森 田 英 二 様

高知県議会総務委員会委員長 梶 原 大 介

印

総 務 委 員 会 報 告 書

平成 25 年 12 月定例会において当委員会が付託を受けた事件について、審査又は調査した経過を次のとおり報告します。

委員会の活動状況

年 月 日	審 査 又 は 調 査 事 項	備 考
26. 2. 6	(1) 県立高等学校再編振興計画について (2) 教職員の不祥事について	

以上、報告の詳細については、委員会記録を参照してください。

平成 26 年 2 月 21 日

高知県議会議長 森田 英二 様

高知県議会産業振興土木委員会委員長 中内 桂郎 印

産 業 振 興 土 木 委 員 会 報 告 書

平成 25 年 12 月定例会において当委員会が付託を受けた事件について、審査又は調査した経過を次のとおり報告します。

委員会の活動状況

年 月 日	審 査 又 は 調 査 事 項	備 考
26. 1. 15	土佐電気鉄道株式会社に関する調査について	
26. 1. 29	土佐電気鉄道株式会社に関する一連の事案及び関連予算の取り扱いについて	

以上、報告の詳細については、委員会記録を参照してください。

平成 26 年 2 月 21 日

高知県議会議長 森 田 英 二 様

高知県議会議会運営委員会委員長 桑 名 龍 吾

印

議 会 運 営 委 員 会 報 告 書

平成 25 年 12 月定例会において当委員会が付託を受けた事件について、審査又は調査した経過を次のとおり報告します。

委員会の活動状況

年 月 日	審 査 又 は 調 査 事 項	備 考
26. 2. 14	(1) 2 月定例会の日程及び運営について (2) 予算委員会について (3) 次期常任委員及び議会運営委員について (4) 議会予算について (5) 東日本大震災三周年に伴う常任委員会での黙とうについて (6) その他	

以上、報告の詳細については、委員会記録を参照してください。

意見書に関する結果について (平成25年12月定例会における議決に関するもの)

1 「軽自動車税」の引き上げに反対する意見書

政府は、平成25年12月24日に「平成26年度税制改正の大綱」を閣議決定し、「地方税法等の一部を改正する法律案」を今次通常国会に提出したところである。

これらの中で、軽自動車税については、地方の庶民の足としての需要が高いことや、都市と地方の税負担の逆進性など関係団体等からの要望等を踏まえ、四輪車等については、平成27年4月1日以後に新規取得される新車から引き上げとなり、特に地方の地域経済を支える農業者等の利用が多い貨物車等について、その引き上げ幅を低くするなど一定の配慮がなされている。(四輪車等及び小型特殊自動車の標準税率を自家用乗用車にあつては1.5倍、その他区分の車両「農業者等が利用する貨物車等」は約1.25倍)

また、グリーン化を進める観点から軽自動車税においても、最初の新規検査から13年を経過した四輪車等について、平成28年度分から標準税率のおおむね20%の重課を行うこととされ、併せて軽課についても今後検討を行うこととされている。

2 国民の健康を守り安定的な社会保障制度の堅持を求める意見書

平成25年1月30日に開催された第2回国家戦略特別区域諮問会議において、「国家戦略特別区域基本方針(案)」が示された。その中で、2020年をにらんだ中期目標を設定して取り組みを進め、2015年度末までを集中取組期間として、いわゆる「岩盤規制」全般について速やかに具体的な検討を加え、国家戦略特区を活用して規制・制度改革の突破口を開くとして目標が掲げられている。また、政府は、具体的地域を3月に決定することを目指すとしている。

平成26年1月21日に開催された第24回規制改革会議において、一定の手續・ルールのもと、患者と医師が選択した治療については、個別に保険診療との併用を認める新たな仕組みについて、今後、勉強会を設けて検討を進めるとされた。

また、平成26年度診療報酬改定について、諮問機関である中央社会保険医療協議会は、平成26年2月12日、厚生労働大臣に対し、改正案を答申した。なお、改定率には、消費税率引き上げに伴う医療機関等の課税仕入れに係るコスト増への対応分が反映されている。

消費税増収分を財源として活用し、医療・介護サービスの提供体制改革を推進するための新たな財政支援制度を創設(各都道府県に基金を設置)するとして、法律上の根拠となる「地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律」の改正案が、平成26年2月12日、閣議決定された。

3 定期接種されていない4ワクチンの定期接種化を求める意見書

平成26年1月15日に開催された第4回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科

会において、水痘ワクチンの定期接種化が了承された。今後は、平成26年10月導入を目指し、副反応検討部会の審議を経て、政省令の改正等の手続が進められる予定である。

B型肝炎、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、ロタウイルスの3ワクチンについては、同部会において、引き続き、技術的な課題等の整理・検討がされる予定である。

4 難病患者支援の充実に関する意見書

難病の患者に対する医療費助成に関して、法定化によりその費用に消費税の収入を充てることができるようにするなど、公平かつ安定的な制度を確立するほか、基本方針の策定、調査及び研究の推進、療養生活環境整備事業の実施等の措置を講じるとして、制度の大枠となる「難病の患者に対する医療等に関する法律案（仮称）」が、平成26年2月12日に閣議決定された。この後、平成26年2月の通常国会に法案が提出され、平成26年夏に成立、平成27年1月に施行される予定である。

この法案により、医療費助成の対象疾患は、現行56疾患から約300疾患に拡大される見込みとなっている。

新法成立後は、政省令等の制定や対象疾患の選定等、制度の詳細・運用を決定する作業が進められ、平成27年1月から、既存疾患と新規疾患の一部について前倒しで新たな医療費助成が実施される。平成27年度の夏からは、新規疾患の全てについて完全実施となる見通しである。

5 農業用燃料タンクの防災・減災に係る支援制度創設を求める意見書

これまで政策提言を2回実施してきたが、防油堤及び流出防止装置つきタンク設備、タンク集約化を促進する国の支援制度については創設されていない。

農業用重油ボイラーを代替することを目的とした木質ペレットボイラーの導入を支援する制度については、平成25年度には、燃油価格高騰緊急対策事業（平成24年度補正～：農林水産省生産局園芸作物課所管）、森林整備加速化・林業再生基金事業（平成24～26年度：林野庁木材利用課所管）が制度化されている。（国補助率1/2）

燃油価格高騰緊急対策については、平成25年4月に、25年度以降も制度が継続されるよう政策提言を行い、26年度も継続されることとなっている。

6 公共工事の入札不調の解消に向けた環境整備を求める意見書

国においては、建設産業や入札契約制度をめぐる課題に対応すべく、平成25年7月以降、「中央建設業審議会・社会資本整備審議会産業分科会建設部会基本問題小委員会」において、インフラの品質確保や担い手確保、社会保険未加入問題等への対策などについて審議を行い、平成26年1月に、多様な入札契約方式の導入・活用や、社会保険加入徹底のための総合的な対策等について、当面講ずべき施策を取りまとめている。

また、建設業者が疲弊し、現場の技術者等の処遇悪化や若年入職者の減少等の

厳しい状況の中、担い手の確保・育成を通じた建設産業の活性化は最重要課題であり、講ずべき施策の検討が必要であるとのことから、平成26年1月14日に、国土交通副大臣を座長とする「建設産業活性化会議」が設置されている。

さらに、国は、昨年10月に行われた、国や都道府県等発注の公共工事に従事する建設労働者の賃金支払実態の調査に基づき、例年の4月改訂を前倒して、新たな公共工事設計労務単価（全国平均で7.1%増）を2月から適用している。

高知県議会議長 森田 英二 様

高知県知事 尾崎 正直

印

議案の提出について

平成 26 年 2 月高知県議会定例会に、次に記載する議案を別紙のとおり提出します。

- 第 1 号 平成 26 年度高知県一般会計予算
- 第 2 号 平成 26 年度高知県収入証紙等管理特別会計予算
- 第 3 号 平成 26 年度高知県給与等集中管理特別会計予算
- 第 4 号 平成 26 年度高知県旅費集中管理特別会計予算
- 第 5 号 平成 26 年度高知県用品等調達特別会計予算
- 第 6 号 平成 26 年度高知県会計事務集中管理特別会計予算
- 第 7 号 平成 26 年度高知県県債管理特別会計予算
- 第 8 号 平成 26 年度高知県土地取得事業特別会計予算
- 第 9 号 平成 26 年度高知県災害救助基金特別会計予算
- 第 10 号 平成 26 年度高知県母子寡婦福祉資金特別会計予算
- 第 11 号 平成 26 年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算
- 第 12 号 平成 26 年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計予算
- 第 13 号 平成 26 年度高知県農業改良資金助成事業特別会計予算
- 第 14 号 平成 26 年度高知県県営林事業特別会計予算
- 第 15 号 平成 26 年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計予算
- 第 16 号 平成 26 年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算
- 第 17 号 平成 26 年度高知県流域下水道事業特別会計予算
- 第 18 号 平成 26 年度高知県港湾整備事業特別会計予算
- 第 19 号 平成 26 年度高知県高等学校等奨学金特別会計予算
- 第 20 号 平成 26 年度高知県電気事業会計予算
- 第 21 号 平成 26 年度高知県工業用水道事業会計予算
- 第 22 号 平成 26 年度高知県病院事業会計予算
- 第 23 号 平成 25 年度高知県一般会計補正予算
- 第 24 号 平成 25 年度高知県収入証紙等管理特別会計補正予算
- 第 25 号 平成 25 年度高知県用品等調達特別会計補正予算

- 第 26 号 平成 25 年度高知県県債管理特別会計補正予算
- 第 27 号 平成 25 年度高知県母子寡婦福祉資金特別会計補正予算
- 第 28 号 平成 25 年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算
- 第 29 号 平成 25 年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算
- 第 30 号 平成 25 年度高知県農業改良資金助成事業特別会計補正予算
- 第 31 号 平成 25 年度高知県県営林事業特別会計補正予算
- 第 32 号 平成 25 年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計補正予算
- 第 33 号 平成 25 年度高知県流域下水道事業特別会計補正予算
- 第 34 号 平成 25 年度高知県港湾整備事業特別会計補正予算
- 第 35 号 平成 25 年度高知県高等学校等奨学金特別会計補正予算
- 第 36 号 平成 25 年度高知県電気事業会計補正予算
- 第 37 号 平成 25 年度高知県病院事業会計補正予算
- 第 38 号 高知県調理師法関係手数料徴収条例議案
- 第 39 号 高知県農業構造改革支援基金条例議案
- 第 40 号 高知県立農業担い手育成センターの設置及び管理に関する条例議案
- 第 41 号 知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 42 号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例議案
- 第 43 号 高知県の事務処理の特例に関する条例及び高知県立自然公園条例の一部を改正する条例議案
- 第 44 号 高知県南海地震による災害に強い地域社会づくり条例の一部を改正する条例議案
- 第 45 号 高知県手数料徴収条例等の一部を改正する条例議案
- 第 46 号 高知県衛生試験等手数料等徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第 47 号 高知県地域医療再生臨時特例基金条例の一部を改正する条例議案
- 第 48 号 高知県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例議案
- 第 49 号 高知県立ふくし交流プラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 50 号 高知県立精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 51 号 高知県立障害者スポーツセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 52 号 高知県立療育福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 53 号 高知県精神科病院における任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 54 号 高知県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例議案
- 第 55 号 高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案
- 第 56 号 高知県青少年問題協議会条例の一部を改正する条例議案

- 第 57 号 高知県立県民文化ホールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 58 号 高知県立交通安全こどもセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 59 号 こうち男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 60 号 高知県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例議案
- 第 61 号 高知県公立大学法人に係る評価委員会及び重要な財産に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 62 号 高知県高校生修学支援基金条例の一部を改正する条例議案
- 第 63 号 高知県立人権啓発センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 64 号 高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 65 号 高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 66 号 高知県緊急雇用創出臨時特例基金条例の一部を改正する条例議案
- 第 67 号 高知県立足摺海洋館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 68 号 高知県特別会計設置条例の一部を改正する条例議案
- 第 69 号 高知県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例議案
- 第 70 号 高知県家畜人工授精等手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第 71 号 森林総合センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 72 号 高知県立産業構造改善支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 73 号 高知県立甫喜ヶ峰森林公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 74 号 高知県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例議案
- 第 75 号 高知県立牧野植物園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 76 号 高知県漁港管理条例の一部を改正する条例議案
- 第 77 号 高知県河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第 78 号 高知県立室戸体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 79 号 高知県立池公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 80 号 高知県立海岸緑地公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 81 号 高知県立学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第 82 号 高知県立高校通学支援奨学金貸与条例の一部を改正する条例議案

- 第 83 号 高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例議案
- 第 84 号 高知県立塩見記念青少年プラザの設置及び管理に関する条例の一部を改
正する条例議案
- 第 85 号 高知県立青少年の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
議案
- 第 86 号 高知県立高知青少年の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例議案
- 第 87 号 高知県立青少年体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条
例議案
- 第 88 号 高知県立県民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
議案
- 第 89 号 高知県立武道館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 90 号 高知県自動車運転免許試験場使用料徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第 91 号 権利の放棄に関する議案
- 第 92 号 権利の放棄に関する議案
- 第 93 号 県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案
- 第 94 号 県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案
- 第 95 号 県が行う土木その他の建設事業に対する市町村の負担の一部変更に関す
る議案
- 第 96 号 包括外部監査契約の締結に関する議案
- 第 97 号 (仮称) 永国寺キャンパス教育研究棟建築空調設備工事請負契約の締結に
関する議案
- 第 98 号 平成 25 年度高知県工業用水道事業会計資本剰余金の処分に関する議案

議発第1号

条例議案の提出について

平成26年2月高知県議会定例会に「高知県がん対策推進条例の一部を改正する条例」議案を別紙のとおり提出します。

平成26年2月21日

高知県議会議長 森田英二様

提出者 高知県議会議員 溝渕健夫

同 浜田英宏

同 三石文隆

同 弘田兼一

別 紙

高知県がん対策推進条例の一部を改正する条例議案

高知県がん対策推進条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成26年2月21日提出

高知県がん対策推進条例の一部を改正する条例

高知県がん対策推進条例（平成19年高知県条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「踏まえ」を「踏まえ、県の責務、市町村の役割並びに県民、医療機関等及び事業者の責務を明らかにするとともに」に改める。

第11条第1項中「第2条」を「第7条」に改め、同条を第19条とし、同条の前に次の1条を加える。

（財政上の措置）

第18条 県は、がん対策に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第10条中「及び関係機関」を「、関係機関等」に改め、同条を第17条とし、同条の前に次の1条を加える。

（がん教育の推進）

第16条 県は、教育機関、医療機関その他の関係団体、関係機関等と連携して、児童及び生徒ががんに関する正しい知識を深め、がんの予防及び早期発見に関する正しい知識を持つことができるよう必要な施策を講ずるものとする。

第9条の見出しを「（高知県がんと向き合う月間）」に改め、同条中「講ずる」を「講ずるとともに、がん対策の一層の推進を図るため、高知県がんと向き合う月間を設ける」に改め、同条に次の1項を加え、同条を第15条とする。

2 前項の高知県がんと向き合う月間は、10月とし、県は、その期間中に、その趣旨にふさわしい事業を行うものとする。

第8条中「第5条第1項」を「第10条第1項及び前条第2項」に改め、「提供される」を削り、同条を第14条とする。

第7条中「第5条第1項」を「第10条第1項」に改め、同条に次の3項を加える。

2 県は、専門的な小児がん医療の提供等を行う医療機関その他の関係団体及び関係機関と連携して、相談窓口の整備等の小児がん患者及びその家族又は遺族に対する相談支援等を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

3 県は、セカンドオピニオン（診断又は治療に関して担当医以外の医師の意見を聞くこ

とをいう。)を含む相談体制の充実その他のがん患者及びその家族を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

4 県は、がん患者の就労実態を把握するとともに、がんに罹患しても安心して働き、暮らすことができるよう職場でのがんに関する正しい知識の普及及び支援体制の整備を図るために必要な施策を講ずるものとする。

第7条を第13条とし、第6条を第12条とし、同条の前に次の1条を加える。

(小児がん対策の推進)

第11条 県は、医療機関その他の関係団体及び関係機関と連携して、小児がん患者及びその家族に対する支援が行われるよう必要な施策を講ずるものとする。

第5条を第10条とし、第4条を第9条とし、第3条を第8条とする。

第2条中「以下」を「がん対策基本法第11条第1項に規定する都道府県がん対策推進基本計画をいう。以下」に、「第11条第1項」を「第19条第1項」に改め、同条を第7条とし、第1条の次に次の5条を加える。

(県の責務)

第2条 県は、がん対策に関し、国、市町村、県民、がん患者の団体、医療機関その他の関係団体、関係機関等と連携して、第7条の高知県がん対策推進計画に基づき、本県の特性に応じた施策を講ずるものとする。

(市町村の役割)

第3条 市町村は、県、医療機関その他の関係団体、関係機関等と連携して、それぞれの地域の特性に応じたがん対策の推進に努めるものとする。

(県民の責務)

第4条 県民は、喫煙、食生活、運動その他の生活習慣及び生活環境が健康に及ぼす影響を理解し、がんの予防に努めるとともに、がんを早期に発見することができるよう積極的ながん検診の受診に努めるものとする。

(医療機関等の責務)

第5条 医療機関その他の関係団体及び関係機関は、がんの予防及び早期発見に資するよう、県及び市町村が実施するがん対策に関する施策に協力するものとする。

2 医療機関その他の関係団体及び関係機関は、適切ながん医療の提供に努めるとともに、がん医療に関する情報の提供に努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、県及び市町村が実施するがん対策に関する施策に協力するとともに、従業員ががんを予防し、及び早期に発見することができるようがん検診の受診勧奨を積極的に推進するものとする。

2 事業者は、従業員及びその家族が、がん^りに罹患しても、働きながら治療、療養及び看護をすることができる環境の整備に努めるものとする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

予 算 委 員 名 簿

委 員 長	中 西	哲
副 委 員 長	梶 原	大 介
委 員	金 子	繁 昌
同	加 藤	漠
同	川 井	喜久博
同	西 内	隆 純
同	弘 田	兼 一
同	明 神	健 夫
同	依 光	晃一郎
同	佐 竹	紀 夫
同	武 石	利 彦
同	西 森	潮 三
同	横 山	浩 一
同	上 田	周 五
同	西 森	雅 和
同	池 脇	純 一
同	田 村	輝 雄
同	岡 本	和 也
同	中 根	佐 知
同	塚 地	佐 智

25高人職第362号
平成26年2月24日

高知県議会議長 森田 英二 様

高知県人事委員会委員長 山本 俊二郎

印

地方公務員法第5条第2項の規定に基づく意見について（回答）

平成26年2月21日付け25高議議第313号で意見を求められた下記の条例議案につきましては、特に異議はありません。

記

第41号 知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案
(教育長の給料に係る部分に限る。)

25 高教政第 913 号

平成 26 年 2 月 25 日

高知県議会議長 森田 英二 様

高知県教育委員会委員長 小島 一久

印

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 55 条第 4 項の
規定に基づく意見について（回答）

平成 26 年 2 月 21 日付け 25 高議議第 314 号で意見を求められた下記の条例議
案は、適当なものと判断します。

記

第 82 号 高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例の一部を改正する条例議案

議 案 付 託 表

(総務委員会)

事件の番号	件 名	審査結果	備 考
第 1 号	平成26年度高知県一般会計予算（総務委員会が所管する部分。）		
第 2 号	平成26年度高知県収入証紙等管理特別会計予算		
第 3 号	平成26年度高知県給与等集中管理特別会計予算		
第 4 号	平成26年度高知県旅費集中管理特別会計予算		
第 5 号	平成26年度高知県用品等調達特別会計予算		
第 6 号	平成26年度高知県会計事務集中管理特別会計予算		
第 7 号	平成26年度高知県県債管理特別会計予算		
第 8 号	平成26年度高知県土地取得事業特別会計予算（総務委員会が所管する部分。）		
第 19 号	平成26年度高知県高等学校等奨学金特別会計予算		
第 23 号	平成25年度高知県一般会計補正予算（総務委員会が所管する部分。）		
第 24 号	平成25年度高知県収入証紙等管理特別会計補正予算		
第 25 号	平成25年度高知県用品等調達特別会計補正予算		
第 26 号	平成25年度高知県県債管理特別会計補正予算		
第 35 号	平成25年度高知県高等学校等奨学金特別会計補正予算		
第 41 号	知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案		
第 42 号	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例議案（総務委員会が所管する部分。）		
第 45 号	高知県手数料徴収条例等の一部を改正する条例議案（総務委員会が所管する部分。）		
第 81 号	高知県立学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例議案		
第 82 号	高知県立高校通学支援奨学金貸与条例の一部を改正する条例議案		
第 83 号	高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案		
第 84 号	高知県立塩見記念青少年プラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案		

第 85 号	高知県立青少年の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案		
第 86 号	高知県立高知青少年の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案		
第 87 号	高知県立青少年体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案		
第 88 号	高知県立県民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案		
第 89 号	高知県立武道館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案		
第 90 号	高知県自動車運転免許試験場使用料徴収条例の一部を改正する条例議案		
第 96 号	包括外部監査契約の締結に関する議案		

(危機管理文化厚生委員会)

事件の番号	件名	審査結果	備考
第 1 号	平成26年度高知県一般会計予算（危機管理文化厚生委員会が所管する部分。）		
第 9 号	平成26年度高知県災害救助基金特別会計予算		
第 10 号	平成26年度高知県母子寡婦福祉資金特別会計予算		
第 20 号	平成26年度高知県電気事業会計予算		
第 21 号	平成26年度高知県工業用水道事業会計予算		
第 22 号	平成26年度高知県病院事業会計予算		
第 23 号	平成25年度高知県一般会計補正予算（危機管理文化厚生委員会が所管する部分。）		
第 27 号	平成25年度高知県母子寡婦福祉資金特別会計補正予算		
第 36 号	平成25年度高知県電気事業会計補正予算		
第 37 号	平成25年度高知県病院事業会計補正予算		
第 38 号	高知県調理師法関係手数料徴収条例議案		
第 42 号	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例議案（危機管理文化厚生委員会が所管する部分。）		
第 43 号	高知県の事務処理の特例に関する条例及び高知県立自然公園条例の一部を改正する条例議案（危機管理文化厚生委員会が所管する部分。）		
第 44 号	高知県南海地震による災害に強い地域社会づくり条例の一部を改正する条例議案		
第 45 号	高知県手数料徴収条例等の一部を改正する条例議案（危機管理文化厚生委員会が所管する部分。）		
第 46 号	高知県衛生試験等手数料等徴収条例の一部を改正する条例議案		
第 47 号	高知県地域医療再生臨時特例基金条例の一部を改正する条例議案		
第 48 号	高知県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例議案		
第 49 号	高知県立ふくし交流プラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案		
第 50 号	高知県立精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案		

第 51 号	高知県立障害者スポーツセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案		
第 52 号	高知県立療育福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案		
第 53 号	高知県精神科病院における任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例議案		
第 54 号	高知県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例議案		
第 55 号	高知県指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案		
第 56 号	高知県青少年問題協議会条例の一部を改正する条例議案		
第 57 号	高知県立県民文化ホールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案		
第 58 号	高知県立交通安全子どもセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案		
第 59 号	こうち男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案		
第 60 号	高知県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例議案		
第 61 号	高知県公立大学法人に係る評価委員会及び重要な財産に関する条例の一部を改正する条例議案		
第 62 号	高知県高校生修学支援基金条例の一部を改正する条例議案		
第 63 号	高知県立人権啓発センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案		
第 97 号	(仮称) 永国寺キャンパス教育研究棟建築空調設備工事請負契約の締結に関する議案		
第 98 号	平成25年度高知県工業用水道事業会計資本剰余金の処分に関する議案		
議発第1号	高知県がん対策推進条例の一部を改正する条例議案		

(商工農林水産委員会)

事件の番号	件名	審査結果	備考
第 1 号	平成26年度高知県一般会計予算（商工農林水産委員会が所管する部分。）		
第 8 号	平成26年度高知県土地取得事業特別会計予算（商工農林水産委員会が所管する部分。）		
第 11 号	平成26年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算（商工農林水産委員会が所管する部分。）		
第 12 号	平成26年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計予算		
第 13 号	平成26年度高知県農業改良資金助成事業特別会計予算		
第 14 号	平成26年度高知県営林事業特別会計予算		
第 15 号	平成26年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計予算		
第 16 号	平成26年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算		
第 23 号	平成25年度高知県一般会計補正予算（商工農林水産委員会が所管する部分。）		
第 28 号	平成25年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算		
第 29 号	平成25年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算		
第 30 号	平成25年度高知県農業改良資金助成事業特別会計補正予算		
第 31 号	平成25年度高知県営林事業特別会計補正予算		
第 32 号	平成25年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計補正予算		
第 39 号	高知県農業構造改革支援基金条例議案		
第 40 号	高知県立農業担い手育成センターの設置及び管理に関する条例議案		
第 43 号	高知県の事務処理の特例に関する条例及び高知県立自然公園条例の一部を改正する条例議案（商工農林水産委員会が所管する部分。）		
第 45 号	高知県手数料徴収条例等の一部を改正する条例議案（商工農林水産委員会が所管する部分。）		
第 64 号	高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案		
第 65 号	高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案		

第 66 号	高知県緊急雇用創出臨時特例基金条例の一部を改正する条例議案		
第 68 号	高知県特別会計設置条例の一部を改正する条例議案		
第 69 号	高知県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例議案		
第 70 号	高知県家畜人工授精等手数料徴収条例の一部を改正する条例議案		
第 71 号	森林総合センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案		
第 72 号	高知県立産業構造改善支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案		
第 73 号	高知県立甫喜ヶ峰森林公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案		
第 74 号	高知県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例議案		
第 75 号	高知県立牧野植物園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案		
第 76 号	高知県漁港管理条例の一部を改正する条例議案		
第 93 号	県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案		
第 94 号	県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案		

(産業振興土木委員会)

事件の番号	件名	審査結果	備考
第 1 号	平成26年度高知県一般会計予算（産業振興土木委員会が所管する部分。）		
第 8 号	平成26年度高知県土地取得事業特別会計予算（産業振興土木委員会が所管する部分。）		
第 11 号	平成26年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算（産業振興土木委員会が所管する部分。）		
第 17 号	平成26年度高知県流域下水道事業特別会計予算		
第 18 号	平成26年度高知県港湾整備事業特別会計予算		
第 23 号	平成25年度高知県一般会計補正予算（産業振興土木委員会が所管する部分。）		
第 33 号	平成25年度高知県流域下水道事業特別会計補正予算		
第 34 号	平成25年度高知県港湾整備事業特別会計補正予算		
第 43 号	高知県の事務処理の特例に関する条例及び高知県立自然公園条例の一部を改正する条例議案（産業振興土木委員会が所管する部分。）		
第 45 号	高知県手数料徴収条例等の一部を改正する条例議案（産業振興土木委員会が所管する部分。）		
第 67 号	高知県立足摺海洋館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案		
第 77 号	高知県河川流水占有料等徴収条例の一部を改正する条例議案		
第 78 号	高知県立室戸体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案		
第 79 号	高知県立池公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案		
第 80 号	高知県立海岸緑地公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案		
第 91 号	権利の放棄に関する議案		
第 92 号	権利の放棄に関する議案		
第 95 号	県が行う土木その他の建設事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案		

議発第3号

修正動議の提出について

平成26年2月高知県議会定例会に議案第1号平成26年度高知県一般会計予算に対する修正案を地方自治法第115条の3及び高知県議会会議規則第17条の規定により別紙のとおり提出します。

平成26年3月19日

高知県議会議長 森 田 英 二 様

提出者 高知県議会議員 坂 本 茂 雄

同 田 村 輝 雄

同 岡 本 和 也

同 中 根 佐 知

同 吉 良 富 彦

同 米 田 稔

同 塚 地 佐 智

別紙

議案第 1 号平成26年度高知県一般会計予算に対する修正案

議案第 1 号平成26年度高知県一般会計予算の一部を次のように修正する。

第 1 条中「452,700,592千円」を「452,668,162千円」に改める。

第 1 表歳入歳出予算の一部を次のように改める。

(抹消したのは原案、その上に記入したのが修正案)

(歳入)

(単位千円)

款	項	金額
9 国庫支出金		59,067,909
		59,097,239
	3 委託金	1,046,921
		1,076,251
12 繰入金		41,313,921
		41,317,021
	2 基金繰入金	40,820,868
		40,823,968
歳入合計		452,668,162
		452,700,592

(歳出)

(単位千円)

款	項	金額
13 教育費		107,939,797
		107,972,227
	3 学校費	69,112,059
		69,144,489
歳出合計		452,668,162
		452,700,592

25 高財政第 341 号
平成 26 年 3 月 19 日

高知県議会議長 森田 英二 様

高知県知事 尾崎 正直

印

議案の追加提出について

平成 26 年 2 月高知県議会定例会に、次に記載する議案を別紙のとおり追加提出します。

- 第 99 号 高知県教育委員会の委員の任命についての同意議案
- 第 100 号 高知県監査委員の選任についての同意議案
- 第 101 号 高知県監査委員の選任についての同意議案
- 第 102 号 高知県人事委員会の委員の選任についての同意議案

条例議案の提出について

平成26年2月高知県議会定例会に「高知県議会の議員の定数並びに議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例」議案を別紙のとおり提出します。

平成26年3月19日

高知県議会議長 森田英二様

提出者 高知県議会議員 西森潮三

同 溝渕健夫

同 金子繁昌

同 武石利彦

同 浜田英宏

同 土森正典

同 中内桂郎

同 池脇純一

別紙

高知県議会の議員の定数並びに議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例議案

高知県議会の議員の定数並びに議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成26年 3月19日提出

高知県議会の議員の定数並びに議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例

高知県議会の議員の定数並びに議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例（平成14年高知県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「39人」を「37人」に改める。

第2条の表を次のように改める。

選挙区		選挙すべき議員の数
名称	区域	
高知市選挙区	高知市	15人
室戸市・東洋町選挙区	室戸市 安芸郡のうち東洋町	1人
安芸市・芸西村選挙区	安芸市 安芸郡のうち芸西村	1人
南国市選挙区	南国市	2人
土佐市選挙区	土佐市	1人
須崎市選挙区	須崎市	1人

宿毛市・大月町・三原村選挙区	宿毛市 幡多郡のうち大月町 三原村	2人
土佐清水市選挙区	土佐清水市	1人
四万十市選挙区	四万十市	2人
香南市選挙区	香南市	2人
香美市選挙区	香美市	1人
奈半利町・田野町・安田町・北川村・馬路村選挙区	安芸郡のうち奈半利町 田野町 安田町 北川村 馬路村	1人
長岡郡・土佐郡選挙区	長岡郡 土佐郡	1人
吾川郡選挙区	吾川郡	2人
高岡郡選挙区	高岡郡	3人
黒潮町選挙区	幡多郡のうち黒潮町	1人

附 則

この条例は、次の一般選挙から施行する。

議発第2号

議案の提出について

平成26年2月高知県議会定例会に「高知県議会議員の議員報酬及び議会の議員の中から選任された監査委員の報酬の特例に関する条例」議案を別紙のとおり提出します。

平成26年3月19日

高知県議会議長 森田英二様

提出者	高知県議会議員	桑名龍吾
	同	西森雅和
	同	弘田兼一
	同	明神健夫
	同	梶原大介
	同	中面哲
	同	西森潮三
	同	上田周五
	同	坂本茂雄
	同	米田稔

別紙

高知県議会議員の議員報酬及び議会の議員の中から選任された監査委員の報酬の特例に関する条例議案

高知県議会議員の議員報酬及び議会の議員の中から選任された監査委員の報酬の特例に関する条例を次のように定める。

平成26年 3月19日提出

高知県議会議員の議員報酬及び議会の議員の中から選任された監査委員の報酬の特例に関する条例

議会の議長、副議長及び議員に係る平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）における議員報酬の月額並びに議会の議員の中から選任された監査委員に係る特例期間における報酬の月額は、高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成20年高知県条例第29号）第2条第1項及び別表並びに地方自治法第203条の2に規定する者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和28年高知県条例第13号）第2条第1項の規定にかかわらず、議会の議長にあつては「870,000円」と、議会の副議長にあつては「800,000円」と、議会の議員にあつては「760,000円」と、議会の議員の中から選任された監査委員にあつては「103,000円」とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる議員報酬月額は、同表に掲げる額とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
（高知県議会議員の議員報酬及び議会の議員の中から選任された監査委員の報酬の特例に関する条例の廃止）
- 2 高知県議会議員の議員報酬及び議会の議員の中から選任された監査委員の報酬の特例に関する条例（平成25年高知県条例第25号）は、廃止する。

議発第5号

意見書議案の提出について

平成26年2月高知県議会定例会に「公務員獣医師の処遇改善を求める意見書」議案を別紙のとおり提出します。

平成26年3月19日

高知県議会議長 森 田 英 二 様

提出者	高知県議会議員	梶 原 大 介
	同	弘 田 兼 一
	同	桑 名 龍 吾
	同	西 森 潮 三
	同	西 森 雅 和
	同	高 橋 徹
	同	坂 本 茂 雄
	同	岡 本 和 也
	同	米 田 稔

公務員獣医師の処遇改善を求める意見書

動物は、我々の生活をさまざまな形で豊かにしてくれるかけがえのない存在であり、人の命が大切であるように動物の命に対しても感謝と畏敬の念を忘れず、その尊厳を守らなければならない。

このような動物愛護の精神が、多くの先人の長年の努力にもかかわらず、いまだ国民共通の理解として定着するまでには至っていない中、「動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律」が昨年9月1日に施行された。動物をさらに大切にするため、新たに、人と動物の共生社会の実現を図ること、所有者の終生飼養の責務等が明記されるとともに、動物取扱業者に係る規制強化などが行われたものである。これにより、都道府県等の役割はさらに拡大し、改正法の的確な実施業務を担う獣医師の職責と業務量が増大することは確実である。

一方、今日、高病原性鳥インフルエンザや狂犬病を初めとする人と動物の共通感染症や口蹄疫などの家畜の伝染病が世界各地で発生し、その防疫や食品の安全性確保を求める国民の声が格段の高まりを見せている。そこで、このような国民の期待に応えるべく、先般、日本医師会と日本獣医師会により、人と動物、さらに環境と健康は深くひとつにつながっており、連携・協働してその一体的増進に取り組むとする包括協定が締結されたところであるが、家畜衛生、公衆衛生等の現場において、まさに水際の防疫処置や食品衛生業務の中核を担う公務員獣医師の業務も、ますます高い専門能力と判断力が要求され、困難性を増している。

しかし、これらの業務に従事する地方公務員獣医師には、国の指導に基づき、医師のもとでその処方や指示により医療に従事する職種と同じ医療職給料表（二）が適用されている。対象者の全てが医師・歯科医師と同様六年間の教育課程を修めた免許取得者となろうとしており、かつ、その業務も医師等と同様、高度な自己判断に基づき遂行しなければならない専門職としてふさわしい処遇とは、到底言えないのである。そして、このことが、全国的に公務員獣医師が採用困難職種となっている最大の要因と言わざるを得ない。

よって、国におかれては、公務員獣医師がより一層責任と誇りを持って職務に専念できるよう、次の措置を確実に実施するよう強く求める。

- 1 都道府県等の公務員獣医師の処遇を改善し、人材確保を推進するため、国が率先して国家公務員獣医師に適用する俸給表を医師等に準じたものに改めること、または、初任給調整手当の創設等を行うこと。
- 2 都道府県等が、動物愛護の推進、家畜衛生、公衆衛生等の責務を果たすた

め、独自に地方公務員獣医師の処遇改善に取り組み、医療職給料表（一）の適用またはこれに準じる給料表の創設を行うときは、地方自治の趣旨にのっとり、これを尊重すること。

- 3 医師と看護師等との関係に準じてチームによる動物医療提供体制を整備するため、「動物看護師（師）」の専門職としての位置づけを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

高知県議会議長 森 田 英 二

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
厚生労働大臣
農林水産大臣
人事院総裁

} 様

議発第6号

意見書議案の提出について

平成26年2月高知県議会定例会に「災害時多目的船の導入を求める意見書」議案を別紙のとおり提出します。

平成26年3月19日

高知県議会議長 森 田 英 二 様

提出者	高知県議会議員	浜 田 英 宏
	同	西 内 隆 純
	同	金 子 繁 昌
	同	明 神 健 夫
	同	佐 竹 紀 夫
	同	土 森 正 典
	同	上 田 周 五
	同	黒 岩 正 好
	同	塚 地 佐 智

災害時多目的船の導入を求める意見書

本年3月には東日本大震災の発災から3年の節目を迎える。2011年3月11日に発災し、甚大な被害をもたらした東日本大震災は、地震・津波・火災・原発事故という複合災害であるとともに、その被害は東北地方太平洋沿岸部を初め広範囲に及んだ。特に沿岸地域では津波によって壊滅的とも言える被害を受け、被災地域内ではほとんどの医療機関が機能不全に陥るとともに、交通網の寸断により内陸部の医療機関による支援も十分なレベルに達するには相当の時間を要した。

災害による傷病者、発災前から加療中の患者や要介護・要援護者等も含め、医療・介護を必要とする者が大規模災害の発災時に大量に発生することを十分に踏まえ、不測の事態に陥らないよう、洋上からの医療支援を可能にしておくことは、国民の生命を守るという国の第一の責務を果たす上で重要な施策である。

また、米国、中国、ロシア、スペインなどにおいては、既に同様の備えが確立されており、今後、災害多発の可能性が否定できない我が国においては、災害時多目的船の整備の必要性が極めて高いことは論をまたない。


よって、国におかれては、以上の現状を踏まえ次の事項につき、適切な措置を講じられるよう強く要望する。

- 1 海上自衛隊や海上保安庁の医療機能を持つ艦船や民間船舶の活用を含めた災害時多目的船の早期導入に向け、具体的な工程表を作成すること。
- 2 平成26年度の実証事業を具体的な課題の解決に資するものとするため、平成25年度実証事業を踏まえての検討課題を早急に取りまとめること。
- 3 平成26年度実証事業については、民間船舶を活用するとともに、陸上医療機関との連携、被災港湾の開削、必要人員の確保や機材の配備等、実際の災害を想定して実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

高知県議会議長 森 田 英 二

内閣総理大臣
厚生労働大臣
国土交通大臣
防衛大臣
内閣府特命担当大臣
(防災)



様

議発第7号

意見書議案の提出について

平成26年2月高知県議会定例会に「食の安全・安心の確立を求める意見書」議案を別紙のとおり提出します。

平成26年3月19日

高知県議会議長 森 田 英 二 様

提出者	高知県議会議員	浜 田 英 宏
	同	西 内 隆 純
	同	金 子 繁 昌
	同	明 神 健 夫
	同	佐 竹 紀 夫
	同	土 森 正 典
	同	上 田 周 五
	同	黒 岩 正 好
	同	塚 地 佐 智

食の安全・安心の確立を求める意見書

昨年、大手ホテルや百貨店、老舗旅館等でメニューの虚偽表示など食品の不当表示事案が相次いだことから、政府は昨年12月9日に食品表示等問題関係府省庁等会議において、食品表示の適正化のため緊急に講ずべき必要な対策を取りまとめた。

具体的には、農林水産省の食品表示Gメン等を活用した個別事案に対する厳正な措置や景品表示法のガイドラインの作成を通じた食品表示ルールの遵守徹底など当面の対策が盛り込まれ、現在実施に移されている。また、このほか事業者の表示管理体制や国や都道府県による監視指導体制の強化などを柱とする抜本的な対策が明記され、これらの対策を法制化する景品表示法等改正案が近く国会に提出される運びとなっている。

こうした対策が進む一方、昨年末に発生した国内製造の冷凍食品への農薬混入事件や毎年発生する飲食店や旅館、学校施設などにおける集団食中毒事件を受け、消費者からは関係事業者等における食品製造や調理過程における安全管理や衛生管理体制の一層の強化を求める声が少なくない。

よって、国におかれては、こうした現状を踏まえ、次の事項について適切な措置を講じ、食品に係る安全性の一層の確保に努めるよう強く要望する。

- 1 食品表示等の適正化を図る景品表示法等改正案の早期成立・施行を期すこと。
- 2 本改正案等に基づく対策の推進に当たり、政府及び地方公共団体において、消費者庁を中心とした十分な体制を確立するとともに、そのための必要な予算措置を講ずること。
- 3 一層の食の安全と安心を図るため、係る法令の改正も視野に総合的かつ具体的な検討を行うとともに、関係事業者等の果たすべき責任を明確に定めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

高知県議会議長 森 田 英 二

内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
厚生労働大臣
農林水産大臣
経済産業大臣
国土交通大臣
内閣府特命担当大臣
(消費者及び食品安全)

様

議発第8号

意見書議案の提出について

平成26年2月高知県議会定例会に「手話言語法制定を求める意見書」議案を別紙のとおり提出します。

平成26年3月19日

高知県議会議長 森 田 英 二 様

提出者	高知県議会議員	浜 田 英 宏
	同	西 内 隆 純
	同	金 子 繁 昌
	同	明 神 健 夫
	同	佐 竹 紀 夫
	同	土 森 正 典
	同	上 田 周 五
	同	黒 岩 正 好
	同	塚 地 佐 智

手話言語法制定を求める意見書

手話とは、日本語を音声ではなく手指や表情に変えて表現していると思われがちであるが、本来は独自の語彙や文法体系を持っている言語である。音声が届かない、音声で話すことができないなど聴覚障害者にとって、日常を営む上で、手話は大切な情報獲得とコミュニケーションの手法である。

これまで、平成 18 年 12 月に国連総会において、障害者権利条約が採択され、平成 20 年に発効された。同条第 2 条には、「言語」とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう」と定義され、手話が言語として国際的に認知された。

我が国においては、平成 25 年 12 月に条約の締結について国会で承認され、平成 26 年 2 月 19 日から発効している。また、平成 23 年 8 月に改正された障害者基本法第 3 条には「全ての障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められ、手話は言語に含まれることが明記されたところである。

さらに、同法の第 22 条には国、地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけていることから、手話が日本語と対等な言語であることを示し、日常生活、職場、教育の場で手話を使った情報の提供やコミュニケーションが保障され、社会に自由に参加できることを目指す、手話言語法を広く国民に知らせていくことや、自由に手話が使え社会環境の整備を国として実現する必要がある。

よって、国におかれては、上記の内容を盛り込んだ、手話言語法を早期に制定するよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

高知県議会議長 森 田 英 二

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣

} 様

議発第9号

意見書議案の提出について

平成26年2月高知県議会定例会に「最低賃金の改善を求める意見書」議案を別紙のとおり提出します。

平成26年3月19日

高知県議会議長 森 田 英 二 様

提出者	高知県議会議員	三 石 文 隆
	同	加 藤 漢
	同	川 井 喜 久 博
	同	坂 本 孝 幸
	同	溝 渕 健 夫
	同	横 山 浩 一
	同	田 村 輝 雄
	同	吉 良 富 彦

最低賃金の改善を求める意見書

今や雇用労働者の3人に1人は非正規雇用、年収200万円以下のワーキング・プアであり、平均賃金額は2000年に比べて10%も減っている。今の地域別最低賃金は、東京で869円、高知県では664円と全国最低である。フルタイムで働いても総支給額で120～160万円にしかならず、到底まともな暮らしはできない。

また、地域間格差も大きく、高知県と東京都では時間額で205円も格差があるため、青年の県外流出を促している。時間額205円というフルタイムで働いた場合、年間約40万円もの差が生まれ、格差を是正するだけでも地域経済を活性化させる大きな力になる。

最低賃金の低さは、青年に深刻な影響を及ぼしている。社会の担い手となるべき青年の二人に一人が非正規雇用という実態の中、アルバイトで日々の生計を立てていることも多い。県下でも低賃金の実態が「お金がなくて結婚に踏み出せない」「親の収入がなければ生活できない」など、経済的自立や結婚・子育てを阻んでおり、この低賃金の是正は、高知県の将来を考える上で避けられない課題である。

生まれ育った地域で暮らし、働き続けたいという願いに応えるためにも、最低賃金の地域間格差の是正への改正と金額の大幅な引き上げが必要である。

よって、国におかれては、次の事項について、早期に実現することを求める。

- 1 政府は、最低賃金の大幅引き上げを行うこと。
- 2 政府は、地域間格差を縮小させるための施策を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

高知県議会議長 森 田 英 二

内閣総理大臣 }
財 務 大 臣 } 様
厚生労働大臣 }

議発第10号

意見書議案の提出について

平成26年2月高知県議会定例会に「国民との約束を守り、TPP交渉からの即時撤退を求める意見書」議案を別紙のとおり提出します。

平成26年3月19日

高知県議会議長 森 田 英 二 様

提出者	高知県議会議員	三 石 文 隆
	同	加 藤 漠
	同	川 井 喜 久 博
	同	坂 本 孝 幸
	同	溝 渕 健 夫
	同	横 山 浩 一
	同	田 村 輝 雄
	同	吉 良 富 彦

国民との約束を守り、T P P交渉からの即時撤退を求める意見書

T P P交渉参加に当たって、国会の衆参農林水産委員会は、農林水産分野の重要5品目（コメ、牛肉・豚肉ほか）などの聖域確保を求める決議をしている。政府は、国会にも国民にも「公約を守る」「これ以上1ミリも譲らない」などと再三言明してきた。

しかし、2月のシンガポールでの閣僚会議を前に、甘利明T P P担当相は、586品目からなる農産物「重要5項目」について「一つ残らず微動だにしないということでは交渉にならない」と発言し、首相も「妥結に全力を尽くす」と発言した。一方、T P P交渉を主導するアメリカにおいては、フロマン通商代表は、日本側の牛肉・豚肉などの関税維持は考えられないと公言している。アメリカ議会に提出されたT P A（大統領貿易促進権限）法案は、農産物貿易交渉の眼目を米国と「同等」の条件確保だとし、相手国の関税は「米国と同等かそれを下回る水準」に引き下げると明記している。

これらの事実からは「交渉妥結」とは、国会決議を投げ捨てて、「国益」を売り渡す行為のことであり、断じて許されない。

T P Pについては、与党・自民党は、参院選で、農産物5項目の関税維持はもとより、国民皆保険の維持や食の安全、国の主権を脅かすI S D条項は取り入れないなどの6項目の公約を掲げ、それを確保できないなら交渉から離脱するとも明言している。

主権を侵害し、国民の暮らしを脅かす内容には断固反対すべきであり、それができないことが明白になっている今、国会決議と国民との約束を守るには、交渉から即時撤退する以外にない。

よって、第一次産業を基盤に産業振興に全力を尽くす高知県議会として、国において国民との約束を守り、T P P交渉からの即時撤退をするよう断固として要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

高知県議会議長 森 田 英 二

衆議院議長 }
参議院議長 } 様
内閣総理大臣 }

議発第11号

意見書議案の提出について

平成26年2月高知県議会定例会に「微小粒子状物質（PM2.5）に係る総合的な対策の推進を求める意見書」議案を別紙のとおり提出します。

平成26年3月19日

高知県議会議長 森 田 英 二 様

提出者	高知県議会議員	三 石 文 隆
	同	加 藤 漠
	同	川 井 喜 久 博
	同	坂 本 孝 幸
	同	溝 渕 健 夫
	同	横 山 浩 一
	同	田 村 輝 雄
	同	吉 良 富 彦

微小粒子状物質（PM2.5）に係る総合的な対策の推進を求める 意見書

我が国では、大気汚染防止法や自動車NO_x・PM法による規制等により大気環境の保全に努めてきており、二酸化硫黄（SO₂）、二酸化窒素（NO₂）などの濃度は大きく改善してきている。

一方で微小粒子状物質（PM2.5）は、疫学的知見が少なく、曝露濃度と健康影響との間の一貫した関係が見出されていないことから、大きな課題となっている。

また、平成25年1月以降、中国において深刻なPM2.5による大気汚染が発生し、我が国でもその越境汚染による一時的な濃度の上昇が観測されたことにより国民の関心が高まっており、PM2.5による大気汚染に関して包括的に対応することが求められている。

よって、国におかれては、次の事項について実現されるよう強く要望する。

- 1 国と地方自治体との連携を強化し、情報共有を図りながら、モニタリング体制の整備を推進すること。
- 2 PM2.5による肺機能や呼吸器系症状等への健康影響に関する調査研究を進めるとともに、研究結果に基づく指針等の見直しについては、速やかに実施できる体制を整備すること。
- 3 1、2の体制が整ったときには、PM2.5の発生源の実態や構成成分の解明をした上で、法律に基づく国民にわかりやすい注意発令の仕組みを整備するとともに、環境基準を維持できるよう国内外の発生抑制対策を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

高知県議会議長 森 田 英 二

内閣総理大臣 }
厚生労働大臣 } 様
環 境 大 臣 }

議発第12号

意見書議案の提出について

平成26年2月高知県議会定例会に「単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進に対する国の財政支援を求める意見書」議案を別紙のとおり提出します。

平成26年3月19日

高知県議会議長 森 田 英 二 様

提出者	高知県議会議員	中 内 桂 郎
	同	西 内 健
	同	依 光 晃 一 郎
	同	中 面 哲
	同	武 石 利 彦
	同	樋 口 秀 洋
	同	ふあーまー土居
	同	池 脇 純 一
	同	中 根 佐 知

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進に対する
国の財政支援を求める意見書

家庭から出される生活排水、トイレ、台所、洗濯、風呂等の汚水排水を全て処理して、河川等に戻す合併処理浄化槽の普及促進により、公共用水域の環境整備が一段と進んでいる。これは、国が積極的に合併処理浄化槽の設置費補助を促進してきたことが大きいと考えられる。

ところが、トイレの汚水処理用に設置されてきた単独処理浄化槽は、現在は製造中止となっているものの、過去に設置されたものが依然として多く稼働している。単独処理浄化槽はトイレのみの汚水処理であり、他の生活排水は垂れ流し状態であること、処理水質もBOD濃度90 mg/Lであり、排出される汚水は合併処理浄化槽の8倍の汚濁水質であるなど、環境保全に十分役立っているとは言えない。

近年、合併処理浄化槽は技術革新が進み、流量調整機能を具備し、より処理能力が向上した高度処理タイプが一般的となっており、これによる排水対策を全国の多くの自治体が採用している。また、合併処理浄化槽は、地震災害等に強い点、経費が安いこと、設置に要する時間も短いことなど利便性がある。

単独浄化槽は合併処理浄化槽と同じ水洗式であり、転換への動機づけが弱く、補助対象とならない経費の個人負担が合併処理浄化槽への転換の障害となっていると考える。

よって、国におかれては、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進を図るため、さらなる積極的な財政支援を講じるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

高知県議会議員 森 田 英 二

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
環境大臣

} 様

議発第13号

意見書議案の提出について

平成26年2月高知県議会定例会に「二〇二〇年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた環境整備及び地域における取り組みへの支援を求める意見書」議案を別紙のとおり提出します。

平成26年3月19日

高知県議会議長 森 田 英 二 様

提出者	高知県議会議員	西	森	雅	和
	同	黒	岩	正	好
	同	池	脇	純	一

二〇二〇年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた環境整備
及び地域における取り組みへの支援を求める意見書

二〇二〇年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催は、さらなるスポーツの振興や国際相互理解の促進のみならず日本全体が活力を取り戻し、地域経済や地域社会の活性化につながる好機としても期待されている。

国民の理解と協力のもと、大会成功に向けて環境整備を進め、地域での取り組みに対して支援する必要がある。

よって、国におかれては、次の事項が実現されるよう強く要望する。

- 1 各国代表選手の事前合宿の誘致、観光プログラムの実施などを通じて、日本全国に東京大会開催の効果が波及するよう努めること。
- 2 共生社会の観点からオリンピック・パラリンピック両大会の連携に配慮しつつ、パラリンピック選手の国際競争力向上を図るための専用トレーニングセンターを新設するとともに、スポーツを科学的に研究支援する施設の地方拠点を設けること。
- 3 少子高齢社会にある我が国が、大会開催を契機にスポーツの持つ多様な効果を活用し、子供から高齢者まで健康で生きがいの持てる社会を構築できるよう、特に自治体が進めるスポーツを活用した「まちづくりや地域づくり」に対し支援を行うこと。
- 4 海外からの玄関となる国際空港の機能拡充やアクセス強化に向けた交通インフラの整備、ハード・ソフト両面にわたるバリアフリー環境の促進など、大会終了後も想定した我が国にとって真に必要な社会基盤整備を計画的に実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

高知県議会議長 森 田 英 二

内閣総理大臣
総務大臣
文部科学大臣
国土交通大臣

} 様

議発第14号

意見書議案の提出について

平成26年2月高知県議会定例会に「地方教育行政への国や首長の関与の強化に反対する意見書」議案を別紙のとおり提出します。

平成26年3月19日

高知県議会議長 森 田 英 二 様

提出者	高知県議会議員	塚 地 佐 智
	同	岡 本 和 也
	同	中 根 佐 知
	同	吉 良 富 彦
	同	米 田 稔
	同	坂 本 茂 雄
	同	田 村 輝 雄

地方教育行政への国や首長の関与の強化に反対する意見書

中央教育審議会教育制度分科会の「今後の地方教育行政の在り方について（答申）」（以下、「答申」という。）を受け、政府・与党において地方教育行政法の改正作業が行われ、官報によれば3月中旬にも第186回通常国会に地方教育行政法改正案が提出されようとしている。

「答申」は、教育委員会制度について、首長を地方教育行政の執行機関とし、教育長をその補助機関に位置づけ教育行政の責任者とする事、教育委員会は存置するものの首長の「特別な付属機関」と位置づけ、首長が教育長を任命・罷免できるとしており、教育行政の中立性は担保されないものとなっている。同時に、「国がしっかりと公教育の最終責任を果たせるよう」、「その権限を明確にするための方策を検討する」ことを口実に、国による地方教育行政への統制を強化するものとなっている。

戦後、戦前の軍国主義教育の反省の上に立って、地方教育行政は、学問の自由や教育を受ける権利など基本的人権の保障、地方自治の原則などにのっとり、国や行政権力から独立し、国民に直接責任を負って行われるものへと変革された。それは、成長・発達の主体は、子供たちであり、その子供たちの実態から出発することなしに教育の目的である人格の完成はなし得ないとの教育の条理から導き出されたものでもある。

こうした基本原理をないがしろにして首長や国の権限を強化することは、子供たちの成長や発達をその時々々の首長や政府に従属させるものとなってしまい、首長等が交代するたびに現場が振り回されることになりかねない。

現に、教育制度分科会の審議でも首長や教育長の権限強化への強い懸念が表明され、11月27日の答申案にはなかった、教育委員会を執行機関として存置する案が「別案」として併記される異例のものとなっている。このことは、教育が特定の政治勢力や政治家に振り回されてはならないとの多くの父母・国民の願いの反映でもある。マスコミ報道でも「（首長を地方教育行政の執行機関とする制度が）実現すれば、戦前の軍国主義教育への反省から、国や政治家に対する歯止め役を担ってきた教育委員会制度の根幹が揺らぐ」（東京新聞）、「首長が選挙で交代するたびに、教育の目標や教科書採択の方針が変わることになれば、教育現場に混乱を招きかねない」（読売新聞）などの懸念が表明されている。

よって、国におかれては、次の事項が実現されるよう強く要望する。

- 1 教育行政の自治と独立を守る制度を維持すること。
- 2 地方教育行政に当たっては、教育委員会を執行機関として存置し、首長

や国の権限を強化しないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

高知県議会議長 森 田 英 二

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
文部科学大臣

} 様

議発第15号

意見書議案の提出について

平成26年2月高知県議会定例会に「4月からの消費税率引き上げを中止することを求める意見書」議案を別紙のとおり提出します。

平成26年3月19日

高知県議会議長 森 田 英 二 様

提出者	高知県議会議員	塚 地 佐 智
	同	岡 本 和 也
	同	中 根 佐 知
	同	吉 良 富 彦
	同	米 田 稔
	同	坂 本 茂 雄
	同	田 村 輝 雄

4月からの消費税率引き上げを中止することを求める意見書

2014年4月から消費税率8%への増税が行われようとしている。しかし以下の理由で、この時期の税率引き上げは行ってはならない。

現下の経済情勢は、株価の上昇や円安により一部高額所得者や輸出大企業には利益をもたらしているが、多くの国民にとっては、物価高、原材料費の高騰などでますます生活が圧迫される状態となっている。そして年金受給額が減り、医療や介護の負担が増大しており、実施時期が近づけば近づくほど「暮らしていけなくなる」「商売が続けられなくなる」との悲鳴が多数寄せられている。

また、高知県は「産業振興計画」に基づき、経済活性化の必死の努力を続けているが、消費税増税は中小零細企業、低所得者層が全国的にも多い県経済に、より深刻な否定的影響を与え、「産業振興計画」の遂行を妨げるものになりかねない。

さらに、昨年7～9月期のGDPの実質成長率はわずか1.1%（年率換算）で経済の減速傾向が一段と顕著になった。しかもプラス要因は、増税前の駆け込み需要と公共事業の積み増しという非常にもろく一時的なものである。何よりも働く人の賃金は18カ月連続でマイナスが続き、ピーク時と比べると年70万円も減っている。このもとでの消費税増税は個人消費をますます冷え込ませ、デフレ不況克服という課題を大きくおくらせることになる。

消費税法附則第18条第3項では、経済状況によっては「施行の停止を含め所要の措置を講ずる」と増税中止を選択することも可能と明記されている。現下の経済情勢はこの条項を発動すべき事態となっている。

よって、国におかれては、消費税法附則第18条第3項に基づく「施行の停止」を実施することを強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

高知県議会議長 森 田 英 二

内閣総理大臣
財 務 大 臣
総 務 大 臣 } 様

常任委員指名案

(議席順、敬称略)

総務委員会	危機管理文化厚生委員会	商工農林水産委員会	産業振興土木委員会
加藤 漠	川井 喜久博	金子 繁昌	梶原 大介
西内 隆純	坂本 孝幸	弘田 兼一	中西 哲
明神 健夫	西内 健	依光 晃一郎	三石 文隆
浜田 英宏	桑名 龍吾	佐竹 紀夫	森田 英二
土森 正典	溝渕 健夫	武石 利彦	西森 潮三
中内 桂郎	高橋 徹	樋口 秀洋	ふぁーまー土居
池脇 純一	田村 輝雄	上田 周五	横山 浩一
坂本 茂雄	岡本 和也	西森 雅和	黒岩 正好
塚地 佐智	中根 佐知	米田 稔	吉良 富彦

議 会 運 営 委 員 指 名 案

(議席順、敬称略)

加 藤 漠

西 内 健

梶 原 大 介

中 西 哲

武 石 利 彦

土 森 正 典

横 山 浩 一

西 森 雅 和

坂 本 茂 雄

米 田 稔

平成26年3月19日

高知県議会議長 森田英二様

高知県議会 総務委員会委員長 梶原大介 印

同 危機管理文化厚生委員会委員長 浜田英宏 印

同 商工農林水産委員会委員長 三石文隆 印

同 産業振興土木委員会委員長 中内桂郎 印

同 議会運営委員会委員長 桑名龍吾 印

継続審査調査の申出書

当委員会は、閉会中もなお次の事件について、継続して審査並びに調査を要するものと決定したから、高知県議会会議規則第73条の規定により申し出ます。

記

総務委員会

- 1 県行政の企画調整に関すること。
- 2 県の総合開発に関すること。
- 3 広報に関すること。
- 4 行財政運営に関すること。
- 5 職員の人事、研修、福利厚生等に関すること。
- 6 市町村その他公共団体の行政一般に関すること。
- 7 統計に関すること。
- 8 県の財産に関すること。
- 9 学校教育及び社会教育に関すること。
- 10 体育・スポーツの振興に関すること。
- 11 文化財の保護に関すること。
- 12 公共の安全と秩序の維持に関すること。
- 13 出納に関すること。

危機管理文化厚生委員会

- 1 防災その他危機管理に関すること。
- 2 健康及び保健衛生に関すること。
- 3 社会福祉に関すること。
- 4 社会保障に関すること。
- 5 文化振興に関すること。
- 6 国際交流に関すること。
- 7 消費者保護、交通安全その他の県民生活の安定に関すること。
- 8 公立大学法人及び私立学校に関すること。
- 9 人権に関すること。
- 10 情報化の推進に関すること。
- 11 電気事業及び工業用水道事業に関すること。
- 12 病院事業の運営に関すること。

商工農林水産委員会

- 1 商業に関すること。
- 2 工鉱業に関すること。
- 3 計量に関すること。
- 4 労働に関すること。
- 5 科学技術の振興に関すること。
- 6 農業に関すること。
- 7 森林及び林業に関すること。
- 8 自然環境の保全に関すること。
- 9 環境衛生に関すること。
- 10 公害の防止に関すること。
- 11 海洋及び水産業に関すること。
- 12 主要食糧の需給調整に関すること。

産業振興土木委員会

- 1 産業振興計画に関すること。
- 2 地域振興に関すること。
- 3 公共交通に関すること。
- 4 観光に関すること。
- 5 道路及び河川に関すること。
- 6 都市計画に関すること。
- 7 住宅及び建築に関すること。
- 8 港湾その他土木に関すること。

議会運営委員会

- 1 議会の運営に関すること。
- 2 次期議会の会期、日程等に関すること。
- 3 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関すること。
- 4 議長の諮問に関すること。

委員会審査結果一覽表

議案関係

事件の番号	件名	所管委員会	審査結果	備考
第1号	平成26年度高知県一般会計予算	総務委員会	修正案否決 原案可決	賛成少数 全会一致
第2号	平成26年度高知県収入証紙等管理特別会計予算	総務委員会	原案可決	全会一致
第3号	平成26年度高知県給与等集中管理特別会計予算	総務委員会	原案可決	全会一致
第4号	平成26年度高知県旅費集中管理特別会計予算	総務委員会	原案可決	全会一致
第5号	平成26年度高知県用品等調達特別会計予算	総務委員会	原案可決	全会一致
第6号	平成26年度高知県会計事務集中管理特別会計予算	総務委員会	原案可決	全会一致
第7号	平成26年度高知県債管理特別会計予算	総務委員会	原案可決	全会一致
第8号	平成26年度高知県土地取得事業特別会計予算	総務委員会	原案可決	全会一致
第9号	平成26年度高知県災害救助基金特別会計予算	産業委員会	原案可決	全会一致
第10号	平成26年度高知県母子寡婦福祉資金特別会計予算	産業委員会	原案可決	全会一致
第11号	平成26年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算	産業委員会	原案可決	全会一致
第12号	平成26年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計予算	産業委員会	原案可決	全会一致
第13号	平成26年度高知県農業改良資金助成事業特別会計予算	産業委員会	原案可決	全会一致
第14号	平成26年度高知県営林事業特別会計予算	産業委員会	原案可決	全会一致
第15号	平成26年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計予算	産業委員会	原案可決	全会一致
第16号	平成26年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算	産業委員会	原案可決	全会一致
第17号	平成26年度高知県流域下水道事業特別会計予算	産業委員会	原案可決	全会一致
第18号	平成26年度高知県港湾整備事業特別会計予算	産業委員会	原案可決	全会一致

第	号	年度	知事	高等	学校	等	奨学	金	特別	会計	予算	総務	委員	会	原案	可決	全会	一致	
第	19	平成26年度	高知	高等	学校	等	奨学	金	特別	会計	予算	総務	委員	会	原案	可決	全会	一致	
第	20	平成26年度	高知	電気	事業	会	計	予算				危機	管理	文化	厚生	委員	会	〃	〃
第	21	平成26年度	高知	工業	用水	道	事業	会	計	予算		危機	管理	文化	厚生	委員	会	〃	〃
第	22	平成26年度	高知	病院	事業	会	計	予算				危機	管理	文化	厚生	委員	会	〃	〃
第	23	平成25年度	高知	一般	会計	補正	予算					総務	委員	会	〃	〃	〃	〃	
第	24	平成25年度	高知	収入	証紙	等	管理	特別	会計	補正	予算	危機	管理	文化	厚生	委員	会	〃	〃
第	25	平成25年度	高知	用品	等	調達	特別	会計	補正	予算		総務	委員	会	〃	〃	〃	〃	
第	26	平成25年度	高知	県債	管理	特別	会計	補正	予算			総務	委員	会	〃	〃	〃	〃	
第	27	平成25年度	高知	母子	寡婦	福祉	資金	特別	会計	補正	予算	危機	管理	文化	厚生	委員	会	〃	〃
第	28	平成25年度	高知	中小	企業	近代	化	資金	助成	事業	特別	会計	補正	予算			〃	〃	
第	29	平成25年度	高知	流通	団地	及び	工業	団地	造成	事業	特別	会計	補正	予算			〃	〃	
第	30	平成25年度	高知	農業	改良	資金	助成	事業	特別	会計	補正	予算	危機	管理	文化	厚生	委員	会	〃
第	31	平成25年度	高知	県営	林	事業	特別	会計	補正	予算		危機	管理	文化	厚生	委員	会	〃	〃
第	32	平成25年度	高知	沿岸	漁業	改善	資金	助成	事業	特別	会計	補正	予算			〃	〃	〃	
第	33	平成25年度	高知	流域	下水道	事業	特別	会計	補正	予算		産業	振興	土木	委員	会	〃	〃	
第	34	平成25年度	高知	港湾	整備	事業	特別	会計	補正	予算		産業	振興	土木	委員	会	〃	〃	
第	35	平成25年度	高知	高等学校	等	奨学	金	特別	会計	補正	予算	総務	委員	会	〃	〃	〃	〃	
第	36	平成25年度	高知	電気	事業	会	計	補正	予算			危機	管理	文化	厚生	委員	会	〃	〃
第	37	平成25年度	高知	病院	事業	会	計	補正	予算			危機	管理	文化	厚生	委員	会	〃	〃
第	38	高知	県	調理	師	法	関係	手数料	徴収	条例	議案	危機	管理	文化	厚生	委員	会	〃	〃
第	39	高知	県	農業	構造	改革	支援	基金	条例	議案		危機	管理	文化	厚生	委員	会	〃	〃
第	40	高知	県	立	農業	担い	手	育成	センター	の	設置	及び	管理	に関する	条例	議案	〃	〃	
第	41	知事	等	の	給与	、	旅費	等	に関する	条例	の一部	を	改正	する	条例	議案	〃	〃	
第	42	議会の	議員	その他	非常	勤	の	職員	の	公務	災害	補償	等	に関する	条例	議案	〃	〃	

第 号	高知県の事務処理の特例に関する条例及び高知県立自然公園条例の一部を改正する条例議案	危機管理文化厚生委員会	原案可決	全会一致
第 43 号	高知県南海地震による災害に強い地域社会づくり条例の一部を改正する条例議案	危機管理文化厚生委員会	〃	〃
第 44 号	高知県手数料徴収条例等の一部を改正する条例議案	危機管理文化厚生委員会	〃	〃
第 45 号	高知県衛生試験等手数料等徴収条例の一部を改正する条例議案	危機管理文化厚生委員会	〃	〃
第 46 号	高知県地域医療再生臨時特例基金条例の一部を改正する条例議案	危機管理文化厚生委員会	〃	〃
第 47 号	高知県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例議案	危機管理文化厚生委員会	〃	〃
第 48 号	高知県立ふくし交流プラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案	危機管理文化厚生委員会	〃	〃
第 49 号	高知県立精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案	危機管理文化厚生委員会	〃	〃
第 50 号	高知県立障害者スポーツセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案	危機管理文化厚生委員会	〃	〃
第 51 号	高知県立療育福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案	危機管理文化厚生委員会	〃	〃
第 52 号	高知県精神科病院における任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例議案	危機管理文化厚生委員会	〃	〃
第 53 号	高知県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例議案	危機管理文化厚生委員会	〃	〃
第 54 号	高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案	危機管理文化厚生委員会	〃	〃
第 55 号	高知県青少年問題協議会条例の一部を改正する条例議案	危機管理文化厚生委員会	〃	〃
第 56 号	高知県立県民文化ホールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案	危機管理文化厚生委員会	〃	〃
第 57 号	高知県立県民文化ホールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案	危機管理文化厚生委員会	〃	〃

第	号	高知県立交通安全こどもセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案	危機管理文化厚生委員会	原案可決	全会一致
第	58	高知県立交通安全こどもセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案	危機管理文化厚生委員会	〃	〃
第	59	こうち男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案	危機管理文化厚生委員会	〃	〃
第	60	高知県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例議案	危機管理文化厚生委員会	〃	〃
第	61	高知県公立大学法人に係る評価委員会及び重要な財産に関する条例の一部を改正する条例議案	危機管理文化厚生委員会	〃	〃
第	62	高知県高校生修学支援基金条例の一部を改正する条例議案	危機管理文化厚生委員会	〃	〃
第	63	高知県立人権啓発センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案	危機管理文化厚生委員会	〃	〃
第	64	高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案	商工農林水産委員会	〃	〃
第	65	高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案	商工農林水産委員会	〃	〃
第	66	高知県緊急雇用創出臨時特例基金条例の一部を改正する条例議案	商工農林水産委員会	〃	〃
第	67	高知県立足摺海洋館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案	産業振興土木委員会	〃	〃
第	68	高知県特別会計設置条例の一部を改正する条例議案	商工農林水産委員会	〃	〃
第	69	高知県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例議案	商工農林水産委員会	〃	〃
第	70	高知県家畜人工授精等手数料徴収条例の一部を改正する条例議案	商工農林水産委員会	〃	〃
第	71	森林総合センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案	商工農林水産委員会	〃	〃
第	72	高知県立産業構造改善支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案	商工農林水産委員会	〃	〃
第	73	高知県立甫喜ヶ峰森林公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案	商工農林水産委員会	〃	〃
第	74	高知県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例議案	商工農林水産委員会	〃	〃
第	75	高知県立牧野植物園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案	商工農林水産委員会	〃	〃

第 95 号	県が行う土木その他の建設事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案	産業振興土木委員会	原案可決	全会一致
第 96 号	包括外部監査契約の締結に関する議案	総務委員会	〃	〃
第 97 号	(仮称) 永国寺キヤンパス教育研究棟建築空調設備工事請負契約の締結に関する議案	危機管理文化厚生委員会	〃	〃
第 98 号	平成25年度高知県工業用水道事業会計資本剰余金の処分に関する議案	危機管理文化厚生委員会	〃	〃
議発第1号	高知県がんと対策推進条例の一部を改正する条例議案	危機管理文化厚生委員会	原案可決	全会一致

平成26年2月高知県議会定例会議決一覧表

議案関係

事件の 番号	件名	議決結果	議決 年月日
第1号	平成26年度高知県一般会計予算 〔議発第3号「平成26年度高知県一般会計予算に対する修正案」を否決〕	原案可決	26.3.19
第2号	平成26年度高知県収入証紙等管理特別会計予算	〃	〃
第3号	平成26年度高知県給与等集中管理特別会計予算	〃	〃
第4号	平成26年度高知県旅費集中管理特別会計予算	〃	〃
第5号	平成26年度高知県用品等調達特別会計予算	〃	〃
第6号	平成26年度高知県会計事務集中管理特別会計予算	〃	〃
第7号	平成26年度高知県県債管理特別会計予算	〃	〃
第8号	平成26年度高知県土地取得事業特別会計予算	〃	〃
第9号	平成26年度高知県災害救助基金特別会計予算	〃	〃
第10号	平成26年度高知県母子寡婦福祉資金特別会計予算	〃	〃
第11号	平成26年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算	〃	〃
第12号	平成26年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計予算	〃	〃
第13号	平成26年度高知県農業改良資金助成事業特別会計予算	〃	〃
第14号	平成26年度高知県県営林事業特別会計予算	〃	〃
第15号	平成26年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計予算	〃	〃
第16号	平成26年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算	〃	〃
第17号	平成26年度高知県流域下水道事業特別会計予算	〃	〃
第18号	平成26年度高知県港湾整備事業特別会計予算	〃	〃
第19号	平成26年度高知県高等学校等奨学金特別会計予算	〃	〃
第20号	平成26年度高知県電気事業会計予算	〃	〃
第21号	平成26年度高知県工業用水道事業会計予算	〃	〃
第22号	平成26年度高知県病院事業会計予算	〃	〃
第23号	平成25年度高知県一般会計補正予算	〃	〃
第24号	平成25年度高知県収入証紙等管理特別会計補正予算	〃	〃
第25号	平成25年度高知県用品等調達特別会計補正予算	〃	〃
第26号	平成25年度高知県県債管理特別会計補正予算	〃	〃

事 件 の 番 号	件 名	議決結果	議 決 年 月 日
第 27 号	平成25年度高知県母子寡婦福祉資金特別会計補正予算	原案可決	26. 3. 19
第 28 号	平成25年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算	〃	〃
第 29 号	平成25年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算	〃	〃
第 30 号	平成25年度高知県農業改良資金助成事業特別会計補正予算	〃	〃
第 31 号	平成25年度高知県営林事業特別会計補正予算	〃	〃
第 32 号	平成25年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計補正予算	〃	〃
第 33 号	平成25年度高知県流域下水道事業特別会計補正予算	〃	〃
第 34 号	平成25年度高知県港湾整備事業特別会計補正予算	〃	〃
第 35 号	平成25年度高知県高等学校等奨学金特別会計補正予算	〃	〃
第 36 号	平成25年度高知県電気事業会計補正予算	〃	〃
第 37 号	平成25年度高知県病院事業会計補正予算	〃	〃
第 38 号	高知県調理師法関係手数料徴収条例議案	〃	〃
第 39 号	高知県農業構造改革支援基金条例議案	〃	〃
第 40 号	高知県立農業担い手育成センターの設置及び管理に関する条例議案	〃	〃
第 41 号	知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案	〃	〃
第 42 号	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例議案	〃	〃
第 43 号	高知県の事務処理の特例に関する条例及び高知県立自然公園条例の一部を改正する条例議案	〃	〃
第 44 号	高知県南海地震による災害に強い地域社会づくり条例の一部を改正する条例議案	〃	〃
第 45 号	高知県手数料徴収条例等の一部を改正する条例議案	〃	〃
第 46 号	高知県衛生試験等手数料等徴収条例の一部を改正する条例議案	〃	〃
第 47 号	高知県地域医療再生臨時特例基金条例の一部を改正する条例議案	〃	〃
第 48 号	高知県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例議案	〃	〃
第 49 号	高知県立ふくし交流プラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案	〃	〃
第 50 号	高知県立精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案	〃	〃
第 51 号	高知県立障害者スポーツセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案	〃	〃
第 52 号	高知県立療育福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案	〃	〃
第 53 号	高知県精神科病院における任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例議案	〃	〃
第 54 号	高知県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例議案	〃	〃

事 件 の 番 号	件 名	議決結果	議 決 年 月 日
第 55 号	高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案	原案可決	26. 3. 19
第 56 号	高知県青少年問題協議会条例の一部を改正する条例議案	〃	〃
第 57 号	高知県立県民文化ホールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案	〃	〃
第 58 号	高知県立交通安全こどもセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案	〃	〃
第 59 号	こうち男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案	〃	〃
第 60 号	高知県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例議案	〃	〃
第 61 号	高知県公立大学法人に係る評価委員会及び重要な財産に関する条例の一部を改正する条例議案	〃	〃
第 62 号	高知県高校生修学支援基金条例の一部を改正する条例議案	〃	〃
第 63 号	高知県立人権啓発センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案	〃	〃
第 64 号	高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案	〃	〃
第 65 号	高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案	〃	〃
第 66 号	高知県緊急雇用創出臨時特例基金条例の一部を改正する条例議案	〃	〃
第 67 号	高知県立足摺海洋館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案	〃	〃
第 68 号	高知県特別会計設置条例の一部を改正する条例議案	〃	〃
第 69 号	高知県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例議案	〃	〃
第 70 号	高知県家畜人工授精等手数料徴収条例の一部を改正する条例議案	〃	〃
第 71 号	森林総合センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案	〃	〃
第 72 号	高知県立産業構造改善支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案	〃	〃
第 73 号	高知県立甫喜ヶ峰森林公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案	〃	〃
第 74 号	高知県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例議案	〃	〃
第 75 号	高知県立牧野植物園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案	〃	〃
第 76 号	高知県漁港管理条例の一部を改正する条例議案	〃	〃
第 77 号	高知県河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例議案	〃	〃
第 78 号	高知県立室戸体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案	〃	〃
第 79 号	高知県立池公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案	〃	〃
第 80 号	高知県立海岸緑地公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案	〃	〃
第 81 号	高知県立学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例議案	〃	〃
第 82 号	高知県立高校通学支援奨学金貸与条例の一部を改正する条例議案	〃	〃

事 件 の 番 号	件 名	議決結果	議 決 年 月 日
第 83 号	高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案	原案可決	26. 3. 19
第 84 号	高知県立塩見記念青少年プラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案	〃	〃
第 85 号	高知県立青少年の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案	〃	〃
第 86 号	高知県立高知青少年の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案	〃	〃
第 87 号	高知県立青少年体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案	〃	〃
第 88 号	高知県立県民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案	〃	〃
第 89 号	高知県立武道館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案	〃	〃
第 90 号	高知県自動車運転免許試験場使用料徴収条例の一部を改正する条例議案	〃	〃
第 91 号	権利の放棄に関する議案	〃	〃
第 92 号	権利の放棄に関する議案	〃	〃
第 93 号	県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案	〃	〃
第 94 号	県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案	〃	〃
第 95 号	県が行う土木その他の建設事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案	〃	〃
第 96 号	包括外部監査契約の締結に関する議案	〃	〃
第 97 号	(仮称) 永国寺キャンパス教育研究棟建築空調設備工事請負契約の締結に関する議案	〃	〃
第 98 号	平成25年度高知県工業用水道事業会計資本剰余金の処分に関する議案	〃	〃
第 99 号	高知県教育委員会の委員の任命についての同意議案	同 意	〃
第 100号	高知県監査委員の選任についての同意議案	〃	〃
第 101号	高知県監査委員の選任についての同意議案	〃	〃
第 102号	高知県人事委員会の委員の選任についての同意議案	〃	〃
議 発 第 1 号	高知県がん対策推進条例の一部を改正する条例議案	原案可決	〃
議 発 第 2 号	高知県議会議員の議員報酬及び議会からの選任された監査委員の報酬の特例に関する条例議案	〃	〃
議 発 第 4 号	高知県議会の議員の定数並びに議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例議案	〃	〃
議 発 第 5 号	公務員獣医師の処遇改善を求める意見書議案	〃	〃
議 発 第 6 号	災害時多目的船の導入を求める意見書議案	〃	〃
議 発 第 7 号	食の安全・安心の確立を求める意見書議案	〃	〃
議 発 第 8 号	手話言語法制定を求める意見書議案	〃	〃
議 発 第 9 号	最低賃金の改善を求める意見書議案	〃	〃

事 件 の 番 号	件 名	議決結果	議 決 年 月 日
議 発 第 10 号	国民との約束を守り、TPP交渉からの即時撤退を求める意見書議案	原案可決	26. 3. 19
議 発 第 11 号	微小粒子状物質（PM2.5）に係る総合的な対策の推進を求める意見書議案	〃	〃
議 発 第 12 号	単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進に対する国の財政支援を求める意見書議案	〃	〃
議 発 第 13 号	二〇二〇年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた環境整備及び地域における取り組みへの支援を求める意見書議案	〃	〃
議 発 第 14 号	地方教育行政への国や首長の関与の強化に反対する意見書議案	否 決	〃
議 発 第 15 号	4月からの消費税率引き上げを中止することを求める意見書議案	〃	〃

議員定数問題等調査特別委員会報告書

平成26年3月19日

高知県議会議員定数問題等調査特別委員会

目 次

議員定数問題等調査特別委員会報告書	1
I これまでの検討経過等	2
II 特別委員会の検討課題	5
III 特別委員会の審査・調査の概要	6
1 議員定数について	6
2 選挙区及び選挙区別議員定数について	7
IV まとめ	9
V 参考資料	11
1 特別委員会の活動状況	11
2 特別委員会で参考にした主要資料	12
(1) 高知県議会議員定数等試算表	12
(2) 関係法令等	15
3 議員定数問題等調査特別委員会委員	19

平成26年 3 月 19 日

高知県議会議長 森 田 英 二 様

高知県議会議員定数問題等調査特別委員会

委員長 西 森 潮 三

印

平成23年 4 月の地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）の改正により、都道府県の議会の議員の定数の上限の規制が撤廃され、定数の決定は都道府県の自主的な判断に全面的に委ねられることになった。

また、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「公選法」という。）においては、都道府県議会の議員の選挙区は、郡市の区域によるとされていたが、「郡」は行政単位としての実質のない単なる地理的名称でしかないうえに、平成の市町村合併に伴い地域代表の単位としての「郡」の存在意義がさらに大きく変貌したため、町村に係る選挙区については、「郡」の区域にとらわれず、条例で任意に定めることが妥当と考えられることから、都道府県議会の議員の選挙区については、一定の要件のもとで市町村を単位として条例で定めること等を内容とする公選法の改正案が、平成24年に議員発議により衆議院へ提出された。この改正案は同年11月16日の衆議院解散により廃案になったものの、公選法改正の可能性が高まったことから、選挙区等の抜本的な見直しが求められる可能性がでてきた。なお、この公選法の改正案は、当特別委員会で検討中の平成25年 6 月に一部修正のうえ再提出され、平成25年12月 4 日に国会で可決、同月11日に公布され、平成27年 3 月 1 日から施行されることとなった。

さらに、前回の平成23年 4 月の一般選挙の際には、期日までに平成22年の国勢調査の結果（速報値）による人口の公示が行われず、平成17年の国勢調査の結果による人口を適用したうえで、議員定数等の変更は行わなかったが、平成22年の国勢調査の結果から、県人口の減少が一層進んでいることなどが明らかとなり、今後の議員定数等のあり方について見直しが求められることになった。

このため、平成25年 3 月定例会において、これらの問題について、専門的かつ集中的に調査検討を行う機関として10名の委員をもって構成する「議員定数問題等調査特別委員会」が設置された。

当特別委員会は、8回にわたり委員会を開催し審査を重ね、総合的に調査検討を行ってきた。

以下、その調査結果について報告する。

I これまでの検討経過等

県議会の議員の数については、公選法第15条第8項で、「各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない」と規定されており、人口比例によることが原則である。

県議会議員の選挙区及び選挙区別議員定数については、これまで国勢調査の結果などを受け、この原則をもとに見直しが行われてきた。以下は昭和60年以降の検討経過等である。

1 昭和60年の国勢調査の結果では、人口比例の原則による選挙区別議員定数は、人口増の高知市選挙区が1人ふえ16人に、逆に室戸市・東洋町選挙区が2人から1人に減るとの試算結果となり、昭和61年12月定例会で、公選法第15条第8項ただし書を適用し、選挙区別議員定数は変更しないことを内容とする「高知県議会議員の選挙区別議員定数に関する決議」議案が賛成多数で可決され、昭和62年4月に選挙が実施された。

2 平成2年の国勢調査では、上の問題に加え、室戸市・東洋町選挙区（定数2人）と安芸市・芸西村選挙区（同1人）の人口が逆転していることが明らかになった。これを受け、平成3年1月には臨時会が開かれ、人口比例の原則に基づく高知市選挙区と室戸市・東洋町選挙区の「1増1減案」が提案されたが否決され、同年4月に選挙が実施された。

3 平成7年の国勢調査では、人口比例の原則で試算すると、高知市選挙区と吾川郡選挙区がそれぞれ1人増、室戸市・東洋町選挙区と須崎市選挙区がそれぞれ1人減で「2増2減」となることが明らかになった。

また、公選法の改正に伴い、衆議院の小選挙区制で分区された各区域を1つの選挙区とすることも可能となり、新たな問題が生じた。

これを受け、平成10年3月定例会に、県議会の議員定数42人を1人削減し41人とする内容を内容とする「高知県議会議員の定数を減少する条例」議案とともに、室戸市・東洋町選挙区の定数2人を1人減とし1人とし、土佐清水市・三原村選挙区を土佐清水市選挙区とし、宿毛市・大月町選挙区を宿毛市・大月町・三原村選挙区とすること及び高知市選挙区、須崎市選挙区、吾川郡選挙区については公選法第15条第8項のただし書を適用し現行どおりとすること、また議員定数を1人削減した場合、人口比例の原則で試算すると新たに高岡郡選挙区の定数4人が1人減の3人となるため、これについても「ただし書」の規定を適用し、現行どおりとすることを内容とする「高知県議会の議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関

する条例の一部を改正する条例」議案が提案され、いずれも賛成多数で可決、平成11年4月の選挙から施行された。

- 4 平成12年の国勢調査では、人口比例の原則で試算すると、高知市選挙区が2人増、須崎市選挙区と高岡郡選挙区がそれぞれ1人減となる「2増2減」に加えて、新たに土佐郡選挙区が公選法第15条第2項に規定する強制合区の対象となることが明らかとなった。

また、平成11年7月、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律により自治法が改正され、改正後の自治法第90条第1項の規定（平成15年1月1日施行）に基づき、都道府県議会の議員の定数は条例で定めることとされた。

このため、平成14年2月定例会に、県議会議員の定数を引き続き41人とすること、土佐郡選挙区は公選法第271条第2項の規定を適用し当該区域をもって1選挙区とすること、高知市選挙区、須崎市選挙区、高岡郡選挙区については、公選法第15条第8項のただし書を適用し現行どおりとすることを内容とする「高知県議会の議員の定数並びに議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例」議案が提案され、全会一致で可決、平成15年4月の選挙から施行された。

- 5 市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「旧合併特例法」という。）の期限である平成17年3月末までの合併を目指し、法定協議会が設置され合併後のまちづくりについて協議が進められてきた。

しかし、郡市の区域が変動する市町村の合併は、公選法に規定されている県議会議員の選挙区や選挙区別議員定数の変更要因になることから、旧合併特例法第15条に規定する「都道府県の議会の議員の選挙区に関する特例」を適用するか否かについて、調査検討が行われた。

その結果、次の一般選挙には旧合併特例法を適用しないが、次の一般選挙までの間に行われる補欠選挙については、旧合併特例法を適用し従前の選挙区によることとなった。

これを受け、平成16年7月定例会に「市町村の合併に伴う高知県議会の議員の選挙区の特例に関する条例」議案が提案され、全会一致で可決。同年11月に補欠選挙が実施された。

- 6 平成17年の国勢調査の速報値では、人口比例の原則で試算すると、高知市選挙区が2人増、南国市選挙区が1人増、土佐市選挙区、須崎市選挙区及び高岡郡選挙区がそれぞれ1人減となる「3増3減」並びに土佐郡選挙区が公

選法第15条第2項に規定する強制合区の対象となることが明らかとなった。また、土佐市選挙区（定数2）と香美市選挙区（定数1）の人口が逆転していることが明らかになった。さらに、県人口の減少、財政危機、市町村合併による市町村議会の議員の削減が行われているという状況にあつて、県議会議員の定数については、削減の方向は避けられないとして、選挙区等の見直しとあわせて検討が行われた。

その結果、平成18年2月定例会に、県議会議員の定数41人を2人削減し39人とする事、また、土佐郡選挙区を長岡郡選挙区と合区して1人削減し定数1人とし、須崎市選挙区を1人削減し定数1人、高知市選挙区、南国市選挙区、土佐市選挙区及び高岡郡選挙区は公選法第15条第8項のただし書を適用し現行どおりとする事を内容とする「高知県議会の議員の定数並びに議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例」議案が提案され、賛成多数で可決、平成19年4月の選挙から施行された。

なお、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号。以下「新合併特例法」という。）第21条に規定する都道府県の議会の議員の選挙区に関する特例の適用については、平成19年4月の選挙において選出された議員で協議することとされた。

- 7 高知市と吾川郡春野町が平成20年1月1日に合併することとなり、春野町は高知市へ編入となったことから、市町村合併後も合併前の選挙区を維持するための新合併特例法第21条第1項の規定に基づく特例条例の制定について検討が行われた。

これを受け、平成19年6月定例会に、平成20年1月1日から平成22年3月31日までの間に行われる市町村の合併により郡市の区域の変更を生ずる県議会の議員の選挙区について、次の一般選挙までに行われる補欠選挙に限り従前のおりとする事を内容とする「市町村の合併に伴う高知県議会の議員の選挙区の特例に関する条例」議案が提案され、全会一致で可決、平成20年1月1日から施行された。

- 8 平成22年10月に国勢調査が行われたが、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（平成22年法律第68号）の規定により、次の一般選挙は平成23年4月10日と定められ、同法附則第2条第1項で、議員定数及び選挙区を検討する場合の人口について、平成23年1月1日までに平成22年の国勢調査の結果による人口が官報で公示されるに至らなかった場合には、県の条例の定めるところにより、官報で公示された平成17年の国勢調査の結果による人口によることができるとされた。

これを受け、平成23年2月定例会では、平成23年4月の一般選挙における議員の定数並びに議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数の基礎となる人口については、平成17年の国勢調査の結果による人口によることを内容とする「高知県議会の議員の定数並びに議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例」議案が全会一致で可決され、議員定数等の変更は行わないまま、平成23年4月の選挙は行われた。なお、その際に、「市町村の合併に伴う高知県議会の議員の選挙区の特例に関する条例」は、廃止された。

II 特別委員会の検討課題

県議会議員の定数並びに選挙区及び選挙区別議員定数についての検討課題は、次のとおりである。

1 議員定数について

平成22年の国勢調査の確定値で高知県の人口は76万4,456人となり、平成17年の国勢調査と比べ、この5年間で3万1,836人の減少となった。

また、平成23年4月の自治法改正により、都道府県議会の議員の定数の上限の定めが廃止され、議員定数は県が条例で自由に定めることができるようになった。

このようなことを受け、議員定数についても選挙区等の見直しとあわせて検討する必要が生じた。

2 選挙区及び選挙区別議員定数について

まず、平成25年12月の公選法の改正により、選挙区は、これまで郡市の区域によるものとされていたものから郡の制約が取り除かれ、①一の市の区域 ②一の市の区域と隣接する町村の区域を合わせた区域 ③隣接する町村の区域のいずれかによることを基本とし、条例で定めることとされたが、その一方で、この公選法の改正は現行の選挙区の見直しを強制するものではないとされたことから、この公選法の改正に基づいた選挙区の抜本的な見直しを行うかどうかの問題がある。

次に、抜本的な選挙区の見直しは行わないとして、平成22年の国勢調査に基づき、公選法第15条の規定による人口比例の原則で試算すると、議員の定数を現行の39人とした場合、次のような問題がある。

- ① 土佐清水市選挙区については、区域の人口が議員1人当たりの人口に達しないため、同条第3項の規定により、隣接する他の区域と合わせて1選挙区を設けることができるとされる区域に該当する。任意合区の間

題である。

- ② 黒潮町選挙区については、一の町のみを区域とする選挙区であるが、一の町村の区域の人口が議員1人当たりの人口の半数以上であるときは、当該町村の区域をもって1選挙区とすることができるとする同条第4項の規定を適用し、引き続き黒潮町単独の選挙区とするかについての問題がある。町村単独選挙区の問題である。
- ③ 高知市選挙区については、同条第5項の規定による衆議院小選挙区制による選挙区分区の問題がある。
- ④ 高知市選挙区が17人で2人増、土佐市選挙区が1人で1人減、高岡郡選挙区が3人で1人減となることに伴う、同条第8項ただし書の適用の問題がある。

以上、それぞれの課題について検討を行うこととした。

Ⅲ 特別委員会の審査・調査の概要

当特別委員会において調査検討した主要項目とその審査内容等の概要は、次のとおりである。

1 議員定数について

議員定数については、次のような意見が出された。

ア 各選挙区の定数の見直しと関連するが、削減する方向とする。

(その理由)

県人口の減少、市町村議会の議員の削減が行われているという状況にあって、議員定数の削減は避けられないので、各選挙区の定数の見直しと関連して削減を考えていくべきである。

イ 議員定数自体は削減することなく、現行のままとする。

(その理由)

民意を的確に拾い上げ、チェック機能も果たしていくということから定数の削減はすべきでない。

改正後の公選法に基づく選挙区等の抜本的な見直しは、次回に行うことになるが、その時の議論で議員定数はふやすことは困難であるので、抜本的な見直しを行わない今回の見直しでは、定数の削減は行うべきではない。

2 選挙区及び選挙区別議員定数について

まず、公選法の改正による郡の制約を取り払った抜本的な選挙区の見直しをするかどうかについては、次のような意見が出された。

ア 今回は抜本的な見直しは行わず、現行の選挙区を基本とする。

(その理由)

選挙区の見直しを行うには、市町村の意見や地域住民の意見を聞く必要があるが、次回の県議会議員の一般選挙が平成27年4月に行われること等を考えると、選挙区の大規模な変更をするには、検討する時間や住民への周知期間等が不十分であるため。

イ 第三者の意見も聞き、住民の生活に即した行政単位での選挙区とする。

(その理由)

同じ郡の中にあっても、防災行政や経済活動での地域ブロックが異なっており、県民に近い県政となるような、あるいは県政に県民の声が反映できるようにするための選挙区が必要であるため。

ウ 1人区を解消するような選挙区の見直しをする。

(その理由)

1票の格差の是正及び県民の多様な意見を反映させるためには、基本的には1人区を見直し、選挙区を拡大していくべきであると考えため。

上記の意見のうち、イ及びウについては、改正後の公選法の規定に基づく抜本的な選挙区の見直しの考え方によるものであったが、具体的な選挙区割り案を出すには至らなかった。

このようなことから、今回、選挙区の見直しは行わず、現行の選挙区を基本とすることとして、選挙区及び選挙区別議員定数について、検討すべきとされるそれぞれの課題について調査検討を行った結果は次のとおりである。

(1) 任意合区の検討

土佐清水市選挙区が、公選法第15条第3項に規定する区域に該当することから、同法同項の適用について検討を行った結果、現行どおり単独の選挙区とすることとした。

(2) 公選法第15条第4項の規定の適用（町村単独選挙区）の検討

黒潮町選挙区は、県内で唯一の一の町からなる選挙区であることから、公選法第15条第4項の規定の適用について検討を行った結果、同項を適用

し、現行どおりの町単独の選挙区とすることとした。

(3) 衆議院小選挙区制による選挙区分の検討

高知市選挙区は衆議院小選挙区の高知市第1区と高知市第2区に分かれており、公選法第15条第5項の規定による区域に該当する。衆議院小選挙区制による選挙区分については、前回の平成17年度の議員定数問題等調査特別委員会において高知市選挙区は分区しないこととされていた。しかし、その後、高知市と春野町との合併が行われ、衆議院小選挙区の区割り地域が変更されていることから、今回、改めて検討を行ったところ、現行どおり分区しないこととした。

(4) 公選法第15条第8項ただし書の適用についての検討

公選法第15条第8項の規定においては、議員の定数は人口に比例することが原則であることを定めているが、「ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。」と人口比例の原則の例外を容認している。

前回の平成17年度の議員定数問題等調査特別委員会において、高知市選挙区は定数を人口比例の原則で試算した人数より少ない15人に据え置かれた。その一方で、土佐市選挙区（定数2人）は、香美市選挙区（定数1人）との人口の逆転現象の問題が指摘されていたが、激変緩和措置として、また、高岡郡選挙区は、町村合併により面積が広大になっていたため、民意を反映させるためということにより、公選法第15条第8項ただし書が適用され、両選挙区ともに人口比例の原則で試算した人数より1人多い現行の議員の定数が維持された。

この結論が出された後、2回の一般選挙を経た今、平成22年の国勢調査の結果をもとに、議員定数39人で試算したところ、高知市選挙区（現行定数15人）は2人増となるが、土佐市選挙区（現行定数2人）及び高岡郡選挙区（現行定数4人）はそれぞれ1人の減となり、平成18年の改正の際と同様、人口比例の原則から外れている状況に変化はなく、これらについて、次の意見が出された。

ア 高知市選挙区の議員の定数は15人に据え置き現行どおりとし、土佐市選挙区及び高岡郡選挙区は議員の定数をそれぞれ1人削減し、県議会の議員定数を37人とする。

（その理由）

土佐市選挙区及び高岡郡選挙区の激変緩和措置等としてのただし書

の適用は、十分にその役目を果たしたと考えられ、本来の人口比例の原則に戻す時期が来ていると考えられること。また、土佐市選挙区と香美市選挙区との人口逆転問題は解消しなければならないことから土佐市選挙区及び高岡郡選挙区はそれぞれ1人削減する。高知市選挙区については、中核市であることや、高知市議会が大幅な定数減をしたことを勘案し、ふやさず現状維持とする。

イ 現行のままとする。

(その理由)

民意を的確に拾い上げ、チェック機能も果たしていくということから定数の削減はすべきでないこと、また、高岡郡の面積の広さのことは今も変わっていないことから、土佐市選挙区及び高岡郡選挙区の定数は現行のままとする。

高知市選挙区については、中核市であるということだけでは定数削減の理由にはならず、定数をふやすことが基本の考え方だとは思われるが、郡部の意見も県政に反映させる必要もあるので、現行の定数のままとする。

IV まとめ

以上、述べてきた審査・調査の経過を踏まえ総合的に検討し、当特別委員会では県議会議員の定数並びに選挙区及び選挙区別議員定数等について、採決の結果、賛成多数で以下の結論に至った。

- 1 議員定数は2人削減して37人とし、選挙区は現行どおりとする。
- 2 土佐市選挙区の定数は、1人削減して1人とする。
- 3 高岡郡選挙区の定数は、1人削減して3人とする。
- 4 高知市選挙区(現行定数15人)、吾川郡選挙区(現行定数2人)及び宿毛市・大月町・三原村選挙区(現行定数2人)の定数は、公選法第15条第8項ただし書を適用し、現行どおりの定数とする。

なお、この吾川郡選挙区(現行定数2人)及び宿毛市・大月町・三原村選挙区(現行定数2人)に係る公選法第15条第8項ただし書の適用については、平成22年の国勢調査をもとに、議員定数を現行の39人から2人減の37人として試算した場合に、高知市選挙区は、やはり17人となるものの、これを現行の15人として据え置くこととした結果、高知市選挙区では、公選法第15条第8項ただし書の適用がなされることとなる。このため人口比例で試算した場

合の17人との差2人を配当基数の端数が大きい選挙区順に機械的に割り振る必要が生じることとなるが、この機械的に割り振られる選挙区が吾川郡選挙区と宿毛市・大月町・三原村選挙区となり、両選挙区についても公選法第15条第8項ただし書が適用されるものである。

この吾川郡選挙区及び宿毛市・大月町・三原村選挙区の公選法第15条第8項ただし書の適用は、高知市選挙区の定数を15人のままとすることにより、必然的に生ずるものであり、平成18年の改正の際の土佐市選挙区や高岡郡選挙区のように、他市との逆転現象などといった課題は残らない。

当特別委員会は、設置当初から公選法の改正に基づいた選挙区等の抜本的な見直しをするべきだという基本的な考えを持ちながらも、国における公選法改正の動きを見なければいけない状況で推移し、結果的には抜本的な選挙区等の見直しについては次の機会に委ねることとなった。このことにより、次の見直しの機会においては、選挙区等をゼロベースで見直していく作業が必要になると思われ、その際には、人口の急速な減少や都市部と郡部との人口格差、過疎問題の進行が生じている状況を受けて、議会の適正な定数や選挙区の定数についても、県民の声や意見を議会に届けるためには、どうあるべきかなど、いろいろな観点から検討する必要があると思われるので、県民を初めとする第三者からの意見を広く聞きながらの協議を行う必要がある。

V 参考資料

1 特別委員会の活動状況

開催年月日	委員会 調査区分	審査・調査の概要
25. 4. 5	委員会	正・副委員長を互選後、次期開催日及び協議事項を決定した。
25. 5. 1	委員会	事務局から議員定数等に関する規定等についての説明を、また、選挙管理委員会事務局から公職選挙法の関係規定等についての説明を受け、今後の調査検討事項等について協議を行った。
25. 7. 31	委員会	事務局から公職選挙法等の規定による検討課題について説明を受け、今後の調査検討すべき議員定数並びに選挙区及び選挙区別議員定数については、各会派に持ち帰って協議してくることとなった。
25. 9. 20	委員会	<p>今後の調査検討すべき議員定数並びに選挙区及び選挙区別議員定数について、各会派の意見を聞いた。その中で、土佐市選挙区及び高岡郡選挙区を1人削減し、議員定数37人とする具体案が出された。</p> <p>各会派から出された意見については、それぞれが会派に持ち帰って検討することとなった。</p>
25.11. 7	委員会	<p>事務局から、議員定数を37人とした場合の公職選挙法等の規定による課題について、説明を聞いた。</p> <p>また、各会派の考え方を出し、それぞれの考え方に対し意見を出し合って議論した。</p>

25. 12. 20	委 員 会	<p>改正された公選法が公布されたことを受け、選挙管理委員会事務局から公選法の改正内容について説明を受けた。</p> <p>事務局から改正後の公選法等の規定による検討課題の説明を受けた。</p> <p>各検討課題ごとに論議を行い、委員間で意見の相違があるものについては、採決による決定を行った。</p>
26. 1. 31	委 員 会	<p>正・副委員長から委員会報告書（案）が提示され、その案をもとに協議し、一部修正することとした。</p>
26. 2. 21	委 員 会	<p>委員会報告書及び委員長報告の取りまとめを行い、「高知県議会の議員の定数並びに議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例」議案を賛成する委員の連名で提出することを決定した。</p>

2 特別委員会で参考にした主要資料

(1) 高知県議会議員定数等試算表

①高知県議会議員定数等試算表(定数39人の場合)

選挙区	市町村名	22年国勢調査人口		配当基数 選挙区人口(A) 議員一人当り人口	配当定数		差引 (B)-(C)	議員一人当たり人口		面積 (km ²)
		市町村人口	選挙区人口(A)		基礎配当 配当 順位調整数(B)	条例 定数 (C)		条例(A/C) 配当(A/B)	議員一人当たり人口 条例定数 配当定数	
高知市	高知市	343,393	343,393	17,519	17	15	2	22,892.9	20,199.6	309.22
	室戸市	15,210	18,157	0.926 (任意合区)	1	1	0	18,157.0	18,157.0	322.34
	東洋町	2,947								
	安芸市、 芸西村	19,547 4,048	23,595	1,204	1	1	0	23,595.0	23,595.0	356.97
南国市	南国市	49,472	49,472	2,524	2	2	0	24,736.0	24,736.0	125.35
	土佐市	28,686	28,686	1,463	1	2	△1	14,343.0	28,686.0	91.59
	須崎市	24,698	24,698	1,260	1	1	0	24,698.0	24,698.0	135.46
	宿毛市、 大月町、 三原村	22,610 5,783 1,681	30,074	1,534	1	2	0	15,037.0	15,037.0	474.50
土佐清水市	土佐清水市	16,029	16,029	0.818 (任意合区)	1	1	0	16,029.0	16,029.0	266.52
	四万十市	35,933	35,933	1,833	1	2	0	17,966.5	17,966.5	632.50
	香南市	33,830	33,830	1,726	1	2	0	16,915.0	16,915.0	126.76
	香美市	28,766	28,766	1,468	1	1	0	28,766.0	28,766.0	537.95
奈半利町、 田野町、 安田町、 北川村、 馬路村	奈半利町	3,542								
	田野町	2,932	11,824	0.603 (任意合区)	1	1	0	11,824.0	11,824.0	449.61
	安田町	2,970								
	北川村、 馬路村	1,367 1,013								
長岡郡、 土佐郡	本山町	4,103								
	大豊町	4,719	13,591	0.693 (任意合区)	1	1	0	13,591.0	13,591.0	756.54
	土佐町	4,358								
	大川村	411								
吾川郡	いの町	25,062	31,562	1,610	1	2	0	15,781.0	15,781.0	803.67
	仁淀川町	6,500								
	四万十町	18,733								
	津野町	6,407								
高岡郡	中土佐町	7,584								
	佐川町	13,951	62,480	3,188	3	4	△1	15,620.0	20,826.7	1,527.65
	越知町	6,374								
	橋原町	3,984								
黒潮町	日高村	5,447								
	黒潮町	12,366	12,366	0.631 (任意合区)	1	1	0	12,366.0	12,366.0	188.38
計		764,456	764,456		35	39	0	19,601.4	19,601.4	7,105.01

※議員一人当たりの人口＝県総人口(764,456人)÷議員定数(39人)＝19,601.4 (小数点第2位四捨五入)

②高知県議会議員定数等試算表(定数37人(土佐市及び高岡郡を△1人)の場合)

選挙区	市町村名	22年国勢調査人口		選挙区人口(A) 議員一人当たり人口	配当基数	配当定数		調整 調整数(C) 順位	条例 定数 (B)+(C)=D	議員一人当たり人口		議員一人当たり人口較差		面積 (km ²)
		市町村人口	選挙区人口(A)			基礎 配当	調整配当 順位調整数(B)			条例(A/D)	配当(A/B)	条例定数	配当定数	
高知市	高知市	343,393	343,393	16,620	16	③	1	17	15	22,892.9	20,199.6	1.936	1.708	309.22
	室戸市	15,210	18,157	0.879 (任意合区)	1			1	1	18,157.0	18,157.0	1.536	1.536	322.34
	東洋町	2,947												
	安芸市、 芸西村	19,547 4,048	23,595	1.142	1			1	1	23,595.0	23,595.0	1.996	1.996	356.97
南国市	南国市	49,472	49,472	2,394	2			2	2	24,736.0	24,736.0	2.092	2.092	125.35
	土佐市	28,686	28,686	1,388	1			1	1	28,686.0	28,686.0	2.426	2.426	91.59
	須崎市	24,698	24,698	1,195	1			1	1	24,698.0	24,698.0	2.089	2.089	135.46
	宿毛市、 大月町、 三原村	22,610 5,783 1,681	30,074	1,456	1			1	2	15,037.0	30,074.0	1.272	2.543	474.50
土佐清水市	土佐清水市	16,029	16,029	0.776 (任意合区)	1			1	1	16,029.0	16,029.0	1.356	1.356	266.52
	四万十市	35,933	35,933	1,739	1	①	1	2	2	17,966.5	17,966.5	1.519	1.519	632.50
	香南市	33,830	33,830	1,637	1	②	1	2	2	16,915.0	16,915.0	1.431	1.431	126.76
	香美市	28,766	28,766	1,392	1			1	1	28,766.0	28,766.0	2.433	2.433	537.95
奈半利町、 田野町、 安田町、 北川村、 馬路村	奈半利町	3,542												
	田野町	2,932	11,824	0.572 (任意合区)	1			1	1	11,824.0	11,824.0	1.000	1.000	449.61
	安田町	2,970												
	北川村、 馬路村	1,367 1,013												
長岡郡、 土佐郡	本山町	4,103												
	大豊町	4,719	13,591	0.658 (任意合区)	1			1	1	13,591.0	13,591.0	1.149	1.149	756.54
	土佐町	4,358												
	大川村	411												
吾川郡	いの町	25,062	31,562	1,528	1			1	2	15,781.0	31,562.0	1.335	2.669	803.67
	仁淀川町	6,500						1	①					
	四万十町	18,733												
	津野町	6,407												
高岡郡	中土佐町	7,584												
	佐川町	13,951	62,480	3,024	3			3	3	20,826.7	20,826.7	1.761	1.761	1,527.65
	越知町	6,374												
	榑原町	3,984												
黒潮町	日高村	5,447												
	黒潮町	12,366	12,366	0.599 (任意合区)	1			1	1	12,366.0	12,366.0	1.046	1.046	188.38
	計	764,456	764,456		34		3	37	37	20,661.0	20,661.0			7,105.01
	※議員一人当たりの人口＝県総人口(764,456人)÷議員定数(37人)＝				20,661.0									

(小数点第2位四捨五入)

(2) 関係法令等

○地方自治法(昭和22年法律第67号) (抜粋)

(都道府県議会の議員の定数)

第90条 都道府県の議会の議員の定数は、条例で定める。

2～7 (略)

○公職選挙法(昭和25年法律第100号) (抜粋) ※平成25年12月の改正前

(地方公共団体の議会の議員の選挙区)

第15条 都道府県の議会の議員の選挙区は、郡市の区域による。

2 前項の区域の人口が当該都道府県の人口を当該都道府県の議会の議員の定数をもつて除して得た数(以下本条中「議員1人当りの人口」という。)の半数に達しないときは、条例で隣接する他の郡市の区域と合せて1選挙区を設けなければならない。

3 第1項の区域の人口が議員1人当りの人口の半数以上であつても議員1人当りの人口に達しないときは、条例で隣接する他の郡市の区域と合せて1選挙区を設けることができる。

4 一の郡の区域が他の郡市の区域により2以上の区域に分断されている場合における前3項の規定の適用については、当該各区域又はそれらの区域を合せた区域を郡の区域とみなすことができる。一の郡の区域が他の郡市の区域により分断されてはいないが地勢及び交通上これに類似する状況にあるときも、また同様とする。

5 一の郡市の区域が2以上の衆議院(小選挙区選出)議員の選挙区に属する区域に分かれている場合における第1項から第3項までの規定の適用(前項の規定の適用がある場合を含む。)については、当該各区域を郡市の区域とみなすことができる。

6 (略)

7 第2項、第3項又は前項の規定により選挙区を設ける場合においては、行政区画、衆議院(小選挙区選出)議員の選挙区、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならない。

8 各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。

9 前各項に定めるもののほか、地方公共団体の議会の議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県の議会の議員の選挙区の特例)

第271条 (略)

- 2 昭和41年1月1日現在において設けられている都道府県の議会の議員の選挙区については、当該区域の人口が当該都道府県の人口の当該都道府県の議会の議員の定数をもつて除して得た数の半数に達しなくなつた場合においても、当分の間、第15条第2項の規定にかかわらず、条例で当該区域をもつて1選挙区を設けることができる。

○公職選挙法(昭和25年法律第100号)(抜粋)※平成25年12月の改正とけこみ後

(地方公共団体の議会の議員の選挙区)

第15条 都道府県の議会の議員の選挙区は、一の市の区域、一の市の区域と隣接する町村の区域を合わせた区域又は隣接する町村の区域を合わせた区域のいずれかによることを基本とし、条例で定める。

- 2 前項の選挙区は、その人口が当該都道府県の人口を当該都道府県の議会の議員の定数をもつて除して得た数(以下この条において「議員1人当たりの人口」という。)の半数以上になるようにしなければならない。この場合において、一の市の区域の人口が議員1人当たりの人口の半数に達しないときは、隣接する他の市町村の区域と合わせて1選挙区を設けるものとする。
- 3 一の市の区域の人口が議員1人当たりの人口の半数以上であつても議員1人当たりの人口に達しないときは、隣接する他の市町村の区域と合わせて1選挙区を設けることができる。
- 4 一の町村の区域の人口が議員1人当たりの人口の半数以上であるときは、当該町村の区域をもつて1選挙区とすることができる。
- 5 一の市町村(地方自治法第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。))にあつては、区。以下この項において同じ。)の区域が2以上の衆議院(小選挙区選出)議員の選挙区に属する区域に分かれている場合における前各項の規定の適用については、当該各区域を市町村の区域とみなすことができる。
- 6 (略)
- 7 第1項から第4項まで又は前項の規定により選挙区を設ける場合には、行政区画、衆議院(小選挙区選出)議員の選挙区、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならない。
- 8～9 (略)
- 10 前各項に定めるもののほか、地方公共団体の議会の議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県の議会の議員の選挙区の特例)

第271条 昭和41年1月1日現在において設けられている都道府県の議会の議員の選挙区については、当該区域の人口が当該都道府県の人口の当該都道府県の議会の議員の定数をもつて除して得た数の半数に達しなくなつた場合においても、当分の間、第15条第2項前段の規定にかかわらず、当該区域をもつて1選挙区を設けることができる。

○公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号) (抜粋)

(人口の定義)

第144条 法及びこの政令における人口は、官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口による。但し、官報公示の人口の調査期日以後において都道府県、郡又は市町村の境界に変更があつた場合においては、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第176条又は第177条の規定によつて都道府県知事が告示した人口による。

○高知県議会の議員の定数並びに議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例(平成14年高知県条例第1号)

(議員の定数)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第90条第1項の規定により、高知県議会の議員の定数を39人と定める。

(選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数)

第2条 公職選挙法(昭和25年法律第100号)第15条第1項から第5項まで及び第8項の規定により、高知県議会の議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数を次のとおり定める。

選 挙 区	選挙すべき議員の数
高知市	15人
室戸市、東洋町	1人
安芸市、芸西村	1人
南国市	2人
土佐市	2人
須崎市	1人
宿毛市、大月町、三原村	2人
土佐清水市	1人
四万十市	2人
香南市	2人
香美市	1人
奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村	1人
長岡郡、土佐郡	1人
吾川郡	2人
高岡郡	4人
黒潮町	1人

附 則 (略)

3 議員定数問題等調査特別委員会委員

委員長 西 森 潮 三

副委員長 溝 渕 健 夫

委員 金 子 繁 昌

同 武 石 利 彦

同 浜 田 英 宏

同 土 森 正 典

同 中 内 桂 郎

同 池 脇 純 一

同 田 村 輝 雄

同 塚 地 佐 智

※設置期間中の委員の交替

西岡 寅八郎：平成25年11月22日辞任

金子 繁昌：平成25年12月6日選任

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長 森 田 英 二

議 長 浜 田 英 宏

副 議 長 黒 岩 正 好

議 員 川 井 喜久博

議 員 武 石 利 彦

議 員 西 森 雅 和